

大学昇格前後の関西大学運動場用地の取得と建設経過

熊 博 毅

はじめに

「東洋第一」の栄光の大運動場

現在、関西大学千里山キャンパスの中で、総合図書館や尚文館（大学院棟）が建っている場所には、かつて南北に100メートルの直線コースをもつ400メートルトラックのほか、野球やサッカー、ラグビーなどの施設を有する総合大運動場（グラウンド）が存在した。また、運動場の北側から西側にかけては自然の地形を利用して1万人の観客を収容できる扇形スタンドも設けられていた。

1926（大正15）年8月に建設工事が完了し、10月23日と24日に運動場の開場式を兼ねて第一回大学祭が開催された

折、当時の新聞は「関大スタジアム 六千六百坪の運動場 十三段のコンクリート・スタンド」という見出しをつけ、その威容を報じた¹⁾。そして、この大運動場が完成したことで、関西大学の運動各部分は大正末から昭和初期に黄金時代を現出させた。1932（昭和7）年のロスアンゼルスオリンピック陸上三段跳びで銅メダルを獲得した大島鎌吉をはじめ、戸上研之（三段跳び）、長尾三郎（槍投げ）、谷口陸生（短距離）、福田時雄（障碍）、古田康治（障碍）など、数多くのオリンピック選手や名選手がこのグラウンドから育っていった。同じころ、野球部やサッカー部、ラグビー部なども、当時としては珍しい海外遠征を行い、好成績を残したのは大運動場で練習を積んだ成果と言える。

用地取得交渉記録「京阪土地に関する文書」

この「栄光のグラウンド」の建設計画は、千里山学舎の敷地が取得されるのと同様時期から始まっているが、運動場用地は簡単には入手できなかった。

本稿では、関西大学年史編纂室が所蔵する「京阪土地に関する文書」

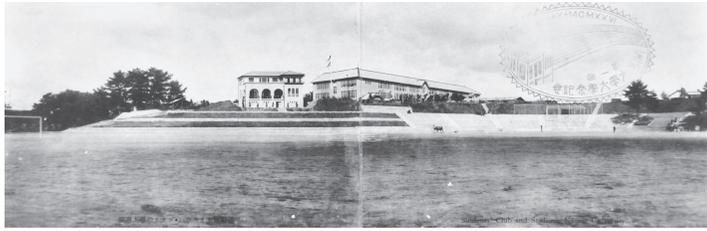


写真1 完成した大運動場（第一回関西大学大学祭記念絵はがき）

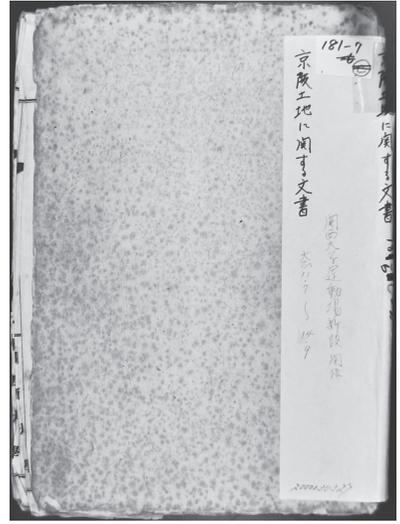


写真2 京阪土地に関する文書

という表題のついた簿冊⁽²⁾を中心に、これまで詳細が明らかにされていなかった運動場用地の取得経過を検証したいと考えている。簿冊の中には京阪土地株式会社だけでなく、それ以前に北大阪電気鉄道株式会社とやり取りした文書も一緒に綴じられているため、必ずしも内容を正確に表したタイトルではないが、大学昇格前後における千里山学舎⁽³⁾の運動場用地取得経過を知るのに最適な資料であることは間違いない。簿冊には、大学ならびに会社の公印や代表者の署名・捺印のある正式な文書(覚書、契約書など)のほか、そこに至るまでの案文、関係者がやり取りした書簡や書類、事務担当者のメモなども一緒に綴じられている。事務用の簿冊であることは間違いないが、契約書などの本書が綴じられていることから、ある程度上席にいた人間が編綴、管理したものであることが想像される。基本的には古い時期の文書が下の方に、新しいものが上の方に綴じられているが、日付入り文書の順番が入れ代わっていたり、同じもの(カーボン複写)が別々のところ

に複数存在したりして、必ずしも時系列に沿って綴じられているわけではない。重複するものをまとめ、時系列順に整理したのが、本文のあとに掲載する「千里山学舎運動場用地取得関係文書一覧」である。結果として綴じられている文書は全部で35種類にのぼる。

北大阪電気鉄道株式会社と京阪土地株式会社

用地の取得に関して文書を取り交わした相手は、北大阪電気鉄道株式会社と京阪土地株式会社の二つに大別される。北大阪電気鉄道株式会社関係の文書は1922(大正11)年3月から9月までで、大学(旧制)設立認可前後の運動場用地に関するもの(「一覧表」のNo.1から12までと15から19、21)、学生の乗車賃に関する文書(同No.13、14と20)とに分けられる。一方、京阪土地株式会社に関する文書(同No.22から35まで)は1924(大正13)年9月から1925(同14)年11月にかけてやりとりされた、すべて運動場用地に関するものである。

文書の検証に入る前に、北大阪電気鉄道株式会社と京阪土地株式会社に於いて簡単に触れておこう。

北大阪電気鉄道株式会社は、もともと千里丘陵で土地経営を行うために設立された千里山土地株式会社と一緒の発起人たちが計画した会社である⁽⁴⁾。線路敷設の認可については紆余曲折があり、1918(大正7)年11月24日になってようやく電気鉄道としての会社が設立された。千里山土地株式会社との関係が強いため、沿線に住宅経営のための土地を多く所有していたのが特徴である。

北大阪電気鉄道株式会社が十三駅と豊津駅の間で営業運転を開始するのは1921(大正10)年4月1日であるが、まだ線路の敷設工事

もスタートしていない会社設立直後の「第壹期決算」報告書^⑤には、1918（大正7）年11月24日から1919（同8）年3月31日までの損益計算書として次のような記載がある。

損益計算書

収入ノ部

一金八千七百参拾五圓七拾九銭 土地賣却益金

一金式千九百拾七圓参銭 雑収入

計金 壹萬千六百五拾貳圓八拾貳銭

支出ノ部

一金壹千五百四拾壹圓貳拾八銭 諸経費

一金壹萬百拾壹圓五拾四銭 当期純益金

計金 壹萬千六百五拾貳圓八拾貳銭

収入ノ部、支出ノ部を検証すると、会社設立直後の北大阪電気鉄道株式会社は、土地の売却により9千円近い利益をあげることが分かる。電鉄会社と銘打っているが、設立時の企業実態は不動産業が主たる業務内容であったと言える。ちなみに、千里山の住宅開発を目的として1920（大正9）年3月10日に設立された大阪住宅経営株式会社（社長・山岡順太郎、専務取締役・柿崎欽吾）は、設立にあたって北大阪電気鉄道株式会社が所有する千里山の土地を譲り受ける支援を受けている。そのため、1920（大正9）年1月末現在で2千株以上を保有した発起人および賛成人の中で、北大阪電気鉄道株式会

社は大阪住宅経営株式会社の筆頭株主（3万株保有）になっている^⑥。

関西大学は、大学令に基づく大学に昇格するための必須条件である学舎敷地（千里村の土地1万5762坪3合5勺）の売買契約を1921（大正10）年2月3日に北大阪電気鉄道株式会社と取り交わしている。その間の経緯は別稿「都市の郊外化から見た大正、昭和前期の千里山開発と関西大学^⑦」にしるしたとおりであるが、この時点でも北大阪電気鉄道株式会社の路線は建設中で（十三駅と豊津駅間の開業は1921（大正10）年4月1日）、この点からも初期の北大阪電気鉄道株式会社は不動産業と深く関わっていたことがうかがい知れる。

その後、北大阪電気鉄道株式会社は、1923（大正12）年4月1日に運輸事業部門を新京阪鉄道株式会社（1922（大正11）年6月28日設立）に譲渡し、土地住宅部門だけを独立させ、京阪土地株式会社と名称を変えて新展開を図った。しかし、その京阪土地株式会社も1928（昭和3）年3月には新京阪鉄道株式会社に合併されていく。ちなみに、山岡順太郎が社長となって開発を進めた大阪住宅経営株式会社も、京阪土地株式会社が新京阪鉄道株式会社に合併されたのと同じ1928（昭和3）年の11月に会社を解散し、新京阪鉄道株式会社と合併している。

年史編纂室が所蔵している「京阪土地に関する文書」という簿冊に綴じられている書類は、まさしくこうした時期に関西大学と北大阪電気鉄道株式会社、ならびに京阪土地株式会社との間で重ねられた運動場用地の取得交渉記録なのである。

それでは具体的に資料の中身を見ていきたい。なお、簿冊に収められている文書は本稿執筆にあたって翻刻し、資料番号を付して本文の

あとにまとめて掲載した（ただし、重複しているものや、最終的な決定文書と細部だけが異なる案文状態のものは、かえって煩雑になり、理解を妨げることから除外した）。本稿では、各文書の内容を、基本的には逐条的に確認していくが、相互に関連すると思われる文書は、まとめて解説する。

第一節 北大阪電気鉄道株式会社時代の文書

資料1から3（地図、関西大学運動場設計書、北大阪電気鉄道株式会社

宛回答書）

資料1から3は、内容から見ると一連の文書であると考えられる。

資料1の地図は、運動場が予定された敷地を示したものである。面積に関する書き込みから、関西大学のほかに北大阪電気鉄道株式会社と土井伊三郎、阪本熊蔵両氏の所有する土地が用地として想定されていることが分かる。

地図中の運動場予定地で大きな面積を占めるのは、北大阪電気鉄道株式会社所有地（約2565坪）と土井氏所有地（約2222坪）である。阪本氏の所有地は、運動場予定地の北側に大きく広がっているが、この計画の場合は該当面積が約340坪と少ない。それに引き換え、土井氏の所有地は運動場の中央部に位置することから、土井氏所有地を入手できるか否かが、運動場を建設できるかどうかを左右する決め手になる。結論から言うと、土井氏との交渉は難航し、最終的には土地収用法を適用するという事態にまで発展する。

資料2は関西大学運動場設計書で、土砂の切り取りや盛り土、観覧席階段の基礎や設置に関する工事など、総額6万3000円の施工内

容が記されている。

資料3は、1922（大正11）年2月10日付で北大阪電気鉄道株式会社から関西大学に対してなされた照会に対する3月4日付の回答書で、内容は四項目にわたっている。項目一に「グラウンド設置二必要ナル地域坪数并ニ豫算書等ハ別紙圖面及設計豫算書ニテ御承知相成度」とあるが、簿冊の中でこの三点の資料が、1（地図）、2（設計書）、3（回答書）の順で綴じられていることから考えても、「別紙圖面及設計豫算書」が資料1と2を指していると考えて問題はないであろう。地図と設計書が作成された年月日は不詳であるが（設計書は北大阪電気鉄道株式会社の用紙が使われている）、3の回答書に記載された発信日（大正11年3月4日）から、地図と設計書は、この回答書の少し前か、ほぼ同時期に完成したと思われる。

回答項目の二から四にかけては、大学の将来構想が示されている。項目二は、大学と商業学校（関西甲種商業学校ならびに第二商業学校を指す）の学生数は、数年以内に全部千里山へ移転した場合、六千人以上になる見込みであること。項目三は、関西大学は中学校設置の希望を有していること。さらに項目四では、夜学が中心になるので交通の便さえ確保されれば、という条件付きにはなるものの、福島にある専門部も将来は千里山へ併置する考えを持っていることなどが示されている。

これらの内容は、乗車人数が大きな関心事である北大阪電気鉄道株式会社に対し、学生の乗客数を前提とした将来構想を示したものと考えられる。しかし、歴史の事実が示すように、商業学校や専門部は、結果的に千里山へは移転せず、1929（昭和4）年に竣工した天六学

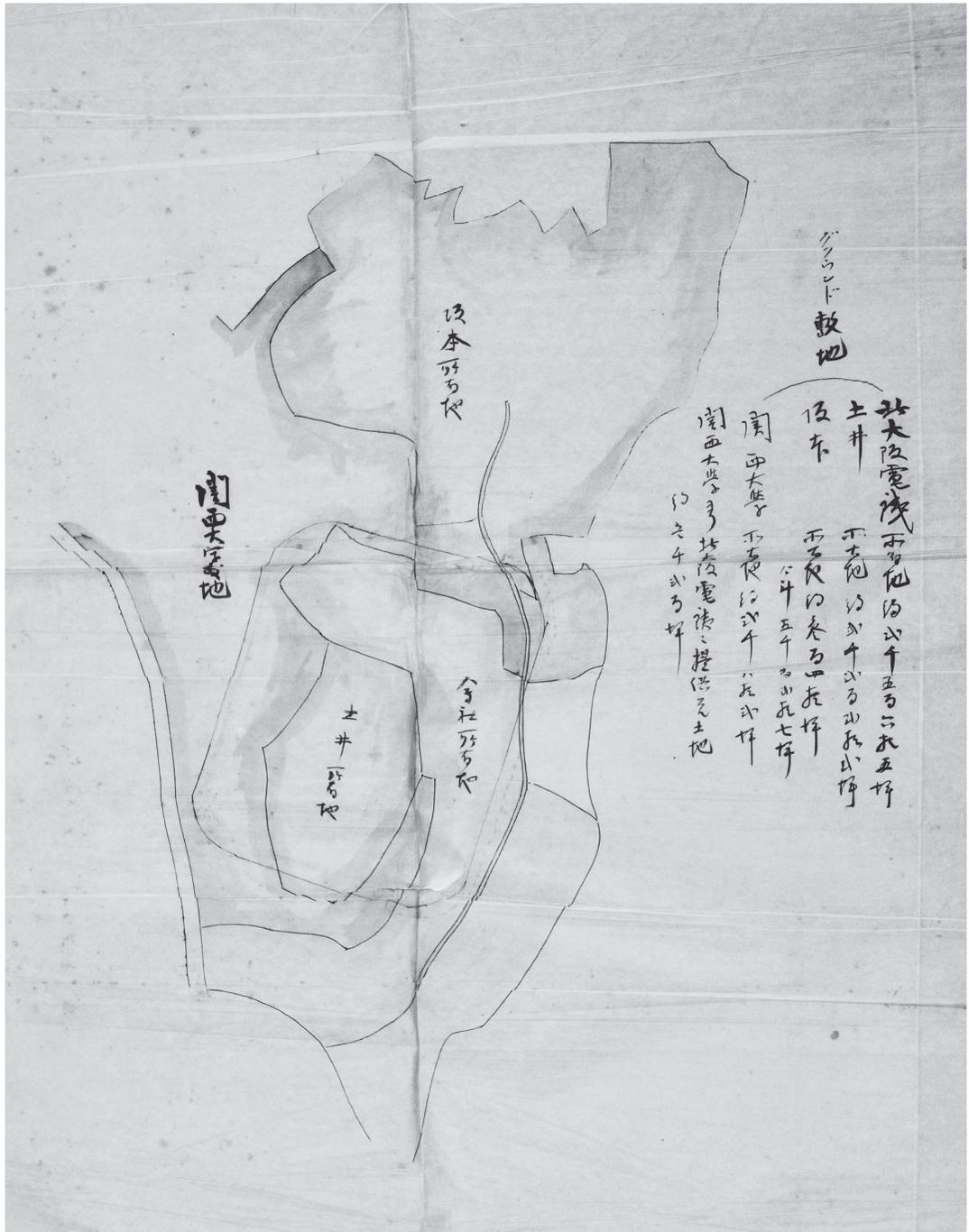


写真3 運動場建設計画地図

舎へ集約されることになるが、大学昇格の認可を受ける前には、千里山にすべてを統合する構想が存在したことのみ分かる興味深い記述である。

いずれにせよ、この三点の書類から、1926（大正15）年に完成する運動場は、1922（大正11）年3月時点で基本設計が終わっていたと考えられる。

資料4と5（関西大学と北大阪電気鉄道株式会社とのやり取り）

内容的に見て、資料4と5は相互に関連している。

資料4は、1922（大正11）年4月1日付で北大阪電気鉄道株式会社に関西大学に宛てて出した文書である。運動場の設置に関してA・B両案のうちから、いずれかを採択してほしいと述べるもので、その後の設置場所を決定する重要な提案となっている（北大阪電気鉄道株式会社としてはB案が採択されることを希望している）。A・B両案の内容を確認していこう。

A案では、運動場の設置場所は関西大学と北大阪電気鉄道株式会社、土井伊三郎氏、阪本熊蔵氏の所有地にまたがっており、具体的にはすでに関西大学が北大阪電気鉄道株式会社に提出している地図に描かれているとおりである。

A案には次の四点が条件として挙げられている。

一、所有地に関しては、関西大学と北大阪電気鉄道株式会社はそれぞれの所有地を提供し、さらに土井氏と阪本氏の所有地に関しては必要な地域を北大阪電気鉄道株式会社が買収し、その後、無償で運動場用地に提供する。

二、土井、阪本両氏が相当価格での買収に応じない場合は、関西大学

で土地収用法を適用し、北大阪電気鉄道株式会社の買収を援助する。

三、運動場地盛地点法式一帯は北大阪電気鉄道株式会社の所有とする。四、関西大学の表門通路に沿った五間幅の地域を除き、その南側の関西大学所有地はすべて無償で北大阪電気鉄道株式会社に譲渡する。

B案は、A案の奥に接続した阪本氏所有地内にA案と同じ大きさの運動場を設置するもので、五点の条件がついている。

一、北大阪電気鉄道株式会社は、A案と同じ大きさの運動場敷地の全部を所有者である阪本氏から買収し、無償で関西大学へ提供する。二、阪本氏が相当価格で買収に応じない時は、関西大学で土地収用法を適用し、北大阪電気鉄道株式会社の買収を援助する。

三、A案の土井氏所有地はすべて関西大学で買収した上で北大阪電気鉄道株式会社へ無償で提供する。

四、関西大学所有地のうち、表門通路から南側はすべて無償で北大阪電気鉄道株式会社に譲渡する。

五、北大阪電気鉄道株式会社は、土井氏所有地と、関西大学から譲り受けた土地のうち、学校の正門から南に接続する地域二千坪を割いて関西大学中学校の敷地として無償で関西大学に提供する。

また、A・B両案に共通する条件としては次の四点が挙げられている。

一、運動場の名称は千里山運動場とする。二、運動場完成後、満三年を経過したのちは、敷地の所有権を関西大学に移転する。

三、運動場は一般に開放する。

四、運動場使用料を徴収する場合は関西大学と北大阪電気鉄道株式会社の双方で協定を結ぶ。

この資料4で注目すべき点は、土地所有者である土井氏と阪本氏の存在である。はっきりした理由は不明であるが、両氏とも所有地の譲渡に難色を示したようで、そうしたことから、北大阪電気鉄道株式会社は関西大学に対し、両氏が相応な価格での買収に応じないときは、関西大学が土地収用法を適用するといった法的手段を用いてでも北大阪電気鉄道株式会社の買収交渉を援助するように求めている（A案・B案ともにほとんど同じ内容の条件文がついている）。

A案とB案が決定的に異なるのは、複数の所有者の土地で運動場を作るのか（A案）、単独の所有者（阪本氏）の土地で運動場を作るのか（B案）の違いである。資料1の地図を見ると、運動場を作るのに必要な面積は7209坪であるが、A案では阪本氏所有地は約340坪と、最も少ない面積である。阪本氏の所有地はA案の運動場予定地の奥に広がっているため、一部だけ買収されることに阪本氏は異を唱えたのかもしれない。買収交渉にあたった北大阪電気鉄道株式会社が阪本氏の所有地だけで運動場を作ると提案する背景には、土井氏との交渉がかなり難航していることが想像でき、その打開策としてB案が提案されたと想像されるのである。

しかし、この北大阪電気鉄道株式会社の提案に対し、資料5のとおり、関西大学としては、やはりA案が妥当と考えるという回答を約2週間後の1922（大正11）年4月17日付で返している。そして、B案がA案以上に有利なことが認められる場合はその調査材料を提出してもらいたいこと。さらにA案の条件その三に「満三年後、すべての

所有権を無償で関西大学へ移転する」という但し書きを追加してほしいこと。以上のほか、細かな事項については別途協議して決定するという文言で締めくくっている。

そしてこのあとも土井、阪本両氏が所有する土地の買収交渉は大きな争点となって続いていく。

資料6（電鉄評価の根拠）

運動場用地の準備については北大阪電気鉄道株式会社を中心になって進めてきたが、冒頭にもしるしたとおり、北大阪電気鉄道株式会社は1923（大正12）年4月1日に運輸事業部門を新京阪鉄道株式会社に譲渡し、土地住宅部門だけを独立させ、京阪土地株式会社と名称を変えて新たなスタートを切っていく。

資料6は運輸事業部門の譲渡にあたり、電鉄会社をどう評価するかをしるした文書で、北大阪電気鉄道株式会社が作ったと考えられる。作成年月日は明記されていないが、鉄道部門を譲渡する先の新京阪鉄道株式会社の設立年月日が1922（大正11）年6月28日であり、文中の収支比較表に1922（大正11）年4月から6月にかけての月別成績が列記されていることから、新京阪鉄道株式会社が設立される直前に作成されたものであろう。

北大阪電気鉄道株式会社の有する北大阪線がいかに収益の見込める優良路線であり、新京阪鉄道側からすると垂涎の的となる存在であることを示しており、それゆえ譲渡にあたっては、価値が下がる可能性のある新京阪鉄道の株式などではなく、現金で授受することの重要性を強調している。

資料7 (北大阪電気鉄道株式会社と新京阪鉄道株式会社との「覚」)

資料7は、北大阪電気鉄道株式会社と新京阪鉄道株式会社との間で交わされた「覚」である。実物を見ると、タイプの手体や書面に残っている綴じ穴の跡などから、資料6と同じ時に作られたと想像される。

「鐵道分離ノ方法ニ就テハ京阪側ニ於テ鐵道會社ヲ新設シ本會社電鐵部一切ノ財産及權利義務ヲ下ニ記載スル條項ニヨリ買収相成度」と記したあとに十一項目の条件が列記されている。関西大学にとって、この「覚」は一見無関係のもののように思えるが、条件三の口とハが大いに影響するため、北大阪電気鉄道株式会社側から提供されたと想像される。事実、おそらく関西大学関係者の手によるものと考えられるが、ここが重要と言わんばかりに、条件三の口とハの上部には、墨で書かれた二重線が引かれ、さらに丸で囲んだ口とハの文字が書き込まれている。条件三の本文は次のとおりである。

- 三、左記ノ支出ハ鐵道建設費ニ準シ電鐵部ノ負擔タルヘキコト
- イ 電鐵營業費缺損補給(前々期及前期分) 約金拾貳萬圓也
- ロ 關西大學寄附金四萬圓也
- ハ 千里山グラウンド用地(本社分擔分)約五千坪ノ代金約五萬圓也
- ニ 花壇設備費約七萬餘圓ノ半額金參萬五千圓ノ補給

口の「關西大學寄附金四萬圓」というのは、1921(大正10)年2月3日に北大阪電気鉄道株式会社から千里山学舎の敷地1万576

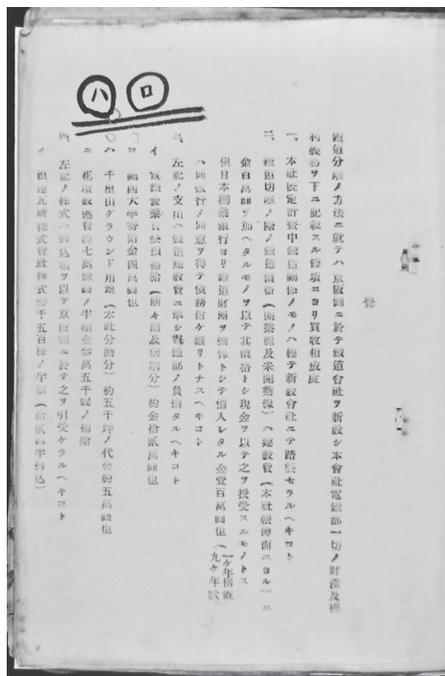


写真4 「覚」欄外の書き込み

2坪3合5勺を5万2685円38銭で買い受ける契約を取り交わした際、関西大学は内金として1万円を北大阪電気鉄道株式会社に納め、残りは登記の完了とともに速やかに支払うことになっていたが、実際は残金すべて(4万円余)を借り受ける措置を取っていた⁽⁸⁾。しかし、この残金のうちの4万円を北大阪電気鉄道株式会社は関西大学へ寄付することにしており、そのことを示すものである。

ハは、今まさに進行している運動場用地の買収に関わる経費であるが、約5000坪の代金約5万円を電鉄側が負担することを示している。

そして、これら二点を新会社でも引き継ぐよう指示するもので、関西大学にとってはその約束が明記されていることが最重要として大学関係者が欄外に印をつけて強調したのである。

資料8と9（関西大学から北大阪電気鉄道株式会社に対する願い書）

資料8と9は、1922（大正11）年7月5日に関西大学専務理事の宮島綱男が北大阪電気鉄道株式会社の技師長である鎌田樟次郎と常務取締役の鷺野米太郎に出した願い書である。

相手の立場によって文章表現は若干違っているが、ほぼ同じ内容で、要するところ、大学の表門に沿った大学所有地の譲渡に関する件（「本大學表門ニ沿ヘル本大學所有地讓渡ニ関スル件」と運動場所有権移転の時期に關して希望条件をしるした付箋をつけておいたので（「運動場敷地所有権移轉ノ時期ニ関スル件ニ関シ希望條件符箋」）、格別の配慮をお願いしたいというものである。

宮島の名前で出された願い書にしろされた大学所有地の譲渡と、運動場所有権移転の時期に關する希望条件の具体的な内容については、このあとの資料12で明らかになる。

資料10（関西大学から北大阪電気鉄道株式会社に対する願い書）

資料10と11は、資料8、9と同じ7月5日付の文書であるが、関西大学総理事山岡順太郎から北大阪電気鉄道株式会社常務取締役鷺野米太郎に宛てて出された願い書である。

資料10は、大学敷地代金のうち未払いであった4万円について、北大阪電気鉄道株式会社は大学へ寄付することにしてくれたが、これに対し、取り扱い手続きの都合上、別紙の寄付申込書を使って大学へ申し込んでほしいと依頼する文書である。大学としては寄付者之间をさせると、総額5万2685円38銭（うち1万円は北大阪電気鉄道株式会社へ支払済み）のうちの大半である4万円を寄付し

てもらったことから総理事の名前で願い書をしたためたのである。

資料11（運動場設置に關する関西大学から北大阪電気鉄道株式会社に對する願い書）

資料11は、運動場の設置について、今般大學理事会の決議として4月1日付の文書のうちのA案を正式に選択したので覚書（資料12）を交換したいと願う文書である。

ちなみに、1922（大正11）年7月3日に開催された関西大学の理事会では、次のような決議がなされたことが記録として残っている。⁹⁾

理事會決議事項

一、運動場設置ニ関スル件

大正十一年四月一日付北大阪電気鉄道株式会社（以下北電ト略称ス）ノ回答中A案を選択シ該案ニ関シ北電ノ提案セル條件全部ヲ承認スル旨北電ニ通告シ覺書ヲ交換ス

但同覺書ニハ

(イ) 本大學表門通路ニ沿ヘル本大學所有地ヲ北電ニ讓渡セサルコト及

(ロ) 運動場敷地所有権カ大正十四年七月五日ヲ以テ本大學ニ移轉セラルルコトヲ本大學希望條件トシテ符箋ス

（筆者注、決議事項の二以降は本稿と関係ないため、記載を省略）

この理事会決議を受けて出されたのが資料11であり、取り交わされたのが資料12の覚書である。資料12では付箋の内容も具体的に判明する。

資料12(運動場設置に関する関西大学と北大阪電気鉄道株式会社の覚書)

覚書の条文は全部で八項目にのぼるが、基本的には資料4でA案として提案された四項目と、A B両案に共通の条件四項目をあわせた内容になっている。覚書の第四項と第六項には欄外に付箋がついており、これは資料4には見られないが、先に記述した理事会決議を受けてつけられたものである。欄外の付箋と対比するため、第四項の本文をあわせてしておく。内容は次のとおりである。

四、關大ハ關西大學表門通路ニ沿ヘル五間幅ノ地積ヲ除キ其南部ニ位スル關大所有地ヲ無償ニテ北電ニ讓渡スコト

(欄外付箋) 本項ノ土地ハ關大ニ於テ將來利用ヲ要スル地域ニ付讓渡ヲ爲ササルコトヲ希望ス已ムナクシハ之ニ對スル相當金額ヲ支拂フモ妨ケナシ

表門道路に沿った五間幅の場所を除いた南側の關大所有地を無償で北大阪電気鉄道株式会社に譲渡することという本文に対し、関西大学は、将来利用することになる場所なので譲渡しないことを希望する。また、それができないのであれば、相応の金額を支払ってもよい、と土地の譲渡を避けたいという意向を示している。

同様に、第六項の本文ならびに欄外の付箋は、次のとおりである。

六、運動場完成後滿參ケ年ヲ經過シタルトキハ其敷地ノ所有權ヲ

關大ニ移轉スルコト

(欄外付箋) 關大ハ本項ノ運動場敷地所有權カ大正十四年七月五日

ヲ以テ關大ニ移轉セラルルコトヲ希望ス

第六項の本文と付箋で決定的に異なるのは運動場敷地所有権の移転時期である。本文は運動場が完成した満三年後であるのに対し、付箋は運動場の完成は別にして、この覚書締結の三年後である大正十四年七月五日に所有権移転を希望している。土地の取得交渉が難航していることから、完成がいつになるかわからないため、完成後三年という条件を関西大学としては受け入れにくいと主張するのである。

ただ、付箋はあくまでも関西大学側の希望ということなので、実際は覚書の本文の内容で締結されていく。そのため、翌1923(大正12)年6月29日に開催された理事会では、無償で譲渡すべき土地を大学に買い戻す旨の決議を行っている¹⁰⁾。

A案を選択した理由

ところで、関西大学はなぜ、北大阪電気鉄道株式会社が提案するB案ではなく、あえて所有権が複数にわたるA案を選択したのであろうか。そのことについては、キャンパスならびに運動場のデザインの関係からA案を選択したのではないかと考える。それを説明する前に、この時期の用地や校舎に関する事項の流れを簡単に振り返っておこう。

1921(大正10)年2月3日 北大阪電気鉄道株式会社との間で千里

山学舎敷地売買契約を締結

1921(大正10)年2月5日 大学設立認可申請書を文部省に提出

1921(大正10)年7月 予科校舎建設着工

1922(大正11)年3月4日 運動場の地割、完成設計図を添えてグ

ラウンド設置に必要な地域と面積を北

大阪電気鉄道株式会社に回答(資料

1・2・3)

1922(大正11)年4月下旬 予科校舎竣工

1922(大正11)年5月3日 運動場敷設について、北大阪電気鉄道

にA案での速やかな契約を照会するこ

とを役員会で決議

1922(大正11)年6月5日 大学令に依る関西大学設立の認可

1922(大正11)年7月5日 基本的にA案に基づく覚書を締結(資

料12)

千里山の学舎用敷地を入手したのが1921(大正10)年2月3日
で、その2日後に大学設立認可申請書を文部省に提出し、それから5
カ月後の同年7月には千里山で最初の建物となる予科校舎の建設に着
工している。さらに、それから8カ月後の1922(大正11)年3月
4日には運動場の設計図が完成しているという流れである。学舎用の
敷地を入手してから1年後には運動場の地割と設計図ができあがって
いるわけで、かなりスピーディに準備が進んでいる。校舎や運動場と
いった学びの場に欠かすことのできない施設を配置するキャンパスデ
ザインが、学舎敷地の取得交渉と並行して進行していたことが伺える。

A案の運動場は予科校舎の東側に位置し、一段下がったところに4
00メートルトラックを中心としたグラウンドがあるという配置で、
勉強をする建物と運動をするエリアが近い所に存在し、双方を利用す

る学生の立場から見て動線に無理がないプランであった。かつ、校舎
からフィールドに下りていく斜面を利用して観覧席を設けるというデ
ザインは、自然の地形を活かすメリットもあった。

この点について、大学がイメージした運動場のデザインに関する資
料が残っている。『千里山学報』第3号の中に「運動場新設」というタ
イトルのついた記事があり、そこに次のような記述がある。¹¹⁾

(前略) 本学は、近く範を歐米各大学に採り一大グリーク、シエタ
ーを建設せんと企畫しつゝ、あり。即ち附近の大窪地を利用して圖
の如き圓場を築造して露天の大演説会場若くは大演奏會場となし
得るのみならず、内部の長椅子を取り除く時は廣大なる半圓形の
運動場と成り其所に於て爲さるゝ各種の演技を周邊のスタンドか
ら見物し得る設備であつて、これが完成の暁は我國否な東洋一と
稱し得るわけである。

そして、この記述の下に「米国カリフォルニア大学のグリーク、シ
エター」とキャプションのついた写真が掲載されている。つまり、半
円形のスタンドから各種の演技を見ることができるとある。つまり、半
は想定しており、それが完成した暁には、日本は言うに及ばず、東洋
でも第一と称することができると考えていたのである。

一方、B案の場合、阪本氏が所有する土地に運動場を設置するとい
うことは、予科校舎からは少し離れたエリアになる(資料1の地図か
ら想像すると、現在の第1学舎4号館から誠之館、さらに千里山中央
体育館あたりに位置すると考えられる)。こちらの場所では、A案のよ

運動場新設

既に偉科全館の竣工を見たる本學千里山校舍に於ては更に大塚本館、附屬中學校舎、大講堂、圖書館、大運動場等の建設工事を急ぎつゝあることは本誌の既に報道した所であるが、今回更にテニスコート二個及び角力士俵一個の新設竣工を見るに至れり。

尙ほ本學は、近く範を歐米各大學に探り一大グリーク、シエターを建設せんことを企畫しつゝあり。即ち附近の大窪地を利用して圖の如き圓場を築造して露天の大演説會場若くは大演奏會場となし得るのみならず、内部の長椅子を取り除く時は廣大なる半圓形の運動場となり其所に於て爲さるゝ各種の演技を周邊のスタンドから見物し得る設備であつて、これが完成の時は我國否な東洋唯一と稱し得るわけである。

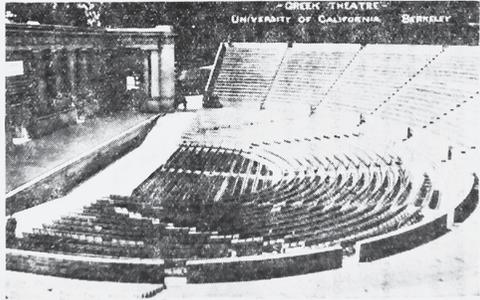
第二學期授業開始

本學各科各學年の第二學期授業は例年の通り九月十一日より之を開始す。

講師囑託

左記の諸氏を講師に囑託す。

獨逸語	文學士	高木敏雄氏
英語	金生喜造氏	
簿記學	樋口純氏	
地理	篠原泰助氏	
商業史	横地得三氏	
	田邊信太郎氏	



(一タエシ、クレーグの學大アノルオフリカ國米)

駐日英大使エリオット博士來學に就て

通り一遍の外交官同士の外交に依つて國際間の親善が期し得られるに信ぜられてゐた時代は既に去つて、今や國民外交の時代であるといふことはこそ新らしく説く迄もない、こゝにこれに就き同大使に本學官専務理事との間に取引交はされたる往復文は左の如くである。

千里山學報

写真5 運動場のモデルとなったカリフォルニア大学のグリーク・シアター (『千里山學報』第3号)

うに、もとからある地形を活かしてすり鉢状のスタンドを作れない可能性もあり、その場合は新たに土地を造成する必要がある。資料5で関西大学が北大阪電気鉄道株式会社に対し「B案がA案以上に有利なことが認められる場合はその調査材料を提出してもらいたい」と回答したのは、用地買収費用の多寡だけでなく、グリーク・シアターを模した運動場のデザインや、観覧席の建設にあたって、もとの地形を利用できる点などからもA案の方が勝っていると大学関係者は考へたのである。

資料15と16 (北大阪電気鉄道株式会社から関西大学に対する回答)

資料13、14ならびに20は、学生・生徒の乗車賃に関する文書なので、本稿での検証からは除外し、土地取得に関することに限定したい。

資料15と16は、いずれも1922(大正11)年7月12日付で北大阪電気鉄道株式会社常務取締役の鷲野米太郎が関西大学総理事山岡順太郎に宛てて送った文書である。

資料15は、7月5日付で照会があった運動場設置条件について回答するもので、土井、阪本両氏の所有地買収にあたり、関西大学の名で買収する際は土地取用法を適用するくらいにまで尽力してほしいということと、付箋に記載されている希望条件については今のところ回答しがたいが、この文書は仮に提出するもので、追って新重役が就任した時点で再確認させていただきたいと述べている。

資料16は、7月5日付で照会があり、かねてから交渉している関西大学拡張資金として4万円を寄付することについて、支出することはすでに重役会で決議しているが、その後、重役の多数が異動し、近々

新重役が就任することになってきているため、それらの役職者が就任した上で寄付申込書を提出することにさせてもらいたいというものである。

資料17（所有地買収交渉に関する願い書）

北大阪電気鉄道株式会社の地所課長である鎌田樟次郎から関西大学の専務理事である宮島綱男宛に出された1922（大正11）年8月2日付の願い書が資料17である。

土井、阪本両氏の所有地買収の件については折衝を重ねてきたが協議がまとまらないため、誠に遺憾ではあるが、関西大学から交渉されるよう願う文書で、接続地の買収価格（公簿面では1坪あたり14円95銭、実測では1坪あたり8円91銭）を示し、その範囲内で協議してもらいたいとしている。

資料18（土地収用法の適用手続きを願う文書）

資料17が出されて約1カ月後、鎌田地所課長に宛てた文書である。差出人は不明であるが、内容から見て先の文書を受けてのことになっているので、おそらく宮島綱男専務理事であろう。

「運動場の敷地に必要な土井氏所有地に関しては、すでに二回直接交渉を試みたが、相変わらず要領を得ず、時間だけが経過しているのは遺憾であるため、本意ではあるがこの際、土地収用法によることもやむを得ないと考える。ついては、運動場の設計に関する材料を貴社で配慮してもらったことから、土地収用法適用の手続きについてもなるべく貴社で手配してください」という内容である。

用地買収交渉はデッドロックに乗り上げ、いよいよ土地収用法を適

用せざるを得ない局面にまで至ったのである。

資料19（安封宇吉宛願い書）

1922（大正11）年9月13日付で安封宇吉氏宛に出された書面で、千里山新校舎敷地に隣接して一大運動場を建設するべく準備を進めている件に関し、近日中に面会したいので日時についてご一報いただきたいという内容がしるされている。

昭和3（1928）年7月版の『人事興信録¹²』によると、安封宇吉はその当時、東京開成館株式会社取締役で、大阪府豊能郡豊津村に住んでいた。おそらく土井氏の土地に関する相談であろうが、この書面からだけでは具体的な用件内容は不明である。

資料21（運動場敷地提供に関する承諾書）

北大阪電気鉄道株式会社取締役社長秋岡義一から関西大学総理事山岡順太郎宛に出された承諾書である。1922（大正11）年7月5日に取り交わした「関西大学運動場設置ニ関スル覚書」（資料12）をもとに、その後の経過を踏まえて条文を整備し直したものである。

全部で八項目の条文のうち、全く変わっていないのは第三項と第五項、第七項、第八項の四項目、細かな字句の異同はあるものの内容的に変わっていないのは第一項である。残る第二項と第四項、第六項が覚書締結後2カ月余りの時間経過に伴って内容を修正した条文である。どこが変わっているのか、それぞれを比較してみたい（承諾書の中の傍線は筆者がつけた）。

第二項

(覚書) 二、土井、阪本両氏カ其所有地ヲ相當價格ニテ賣渡ヲ爲サ
ルトキハ關大ハ其名ニ於テ北電ノ買収ヲ援助スルコト
(承諾書) 二、土井、阪本兩氏カ其所有地ヲ相當價格ニテ賣渡ヲ爲サ、
ルトキハ關大ハ其名ニ於テ北電ノ買収ヲ援助スルコト此
ノ場合ニ於テハ土地収用法ヲ適用スル程度迄盡力スルコ
ト

第四項

(覚書) 四、關大ハ關西大學表門通路ニ沿ヘル五間幅ノ地積ヲ除キ其
南部ニ位スル關大所有地ヲ無償ニテ北電ニ讓渡スルコト
(欄外付箋) 本項ノ土地ハ關大ニ於テ將來利用ヲ要スル
地域ニ付讓渡ヲ爲ササルコトヲ希望ス已ムナクンハ之ニ
對スル相當金額ヲ支拂フモ妨ケナシ
(承諾書) 四、關大ハ關大表門通路ニ沿ヘル五間幅ノ地積ヲ除キ其南部
ニ位スル關大所有地ヲ無償ニテ北電ニ讓渡スルコト(約
壱千貳百坪)
(欄外付箋) は却下

第六項

(覚書) 六、運動場完成後滿參ケ年ヲ經過シタルトキハ其敷地ノ所有
權ヲ關大ニ移轉スルコト
(欄外付箋) 關大ハ本項ノ運動場敷地所有權カ大正十四
年七月五日ヲ以テ關大ニ移轉セラルルコトヲ希望ス

(承諾書) 六、運動場敷地ノ所有權ハ適當ノ時機ニ於テ關大ニ移轉ヲ爲

スモ若シ關大ニ於テ將來運動場ヲ廢止スル場合ハ北電ヨ
リ提供シタル土地(土井、阪本兩氏ノ土地ヲ關大名義ニ
テ買収セル場合モ含ム)ハ之レヲ無償ヲ以テ北電ニ返戻
讓渡スルモノナリ此ノ場合ニ於ケル同地上ノ建設物ハ一
切北電ニ於テ補償ヲ認メサルコト

第二項の前半部は変わっていないが、後半に「土井、阪本両氏の土
地買収にあたって関西大学は、土地収用法を適用する程度にまで尽力
すること」という一文が付け加わっているのが相違点である。両氏に
対する土地売買交渉が進展しないため、土地収用法を適用するくらい
まで尽力すべしという強い協力と覚悟を関西大学に求め、それを改め
て明記している。

第四項は、関西大学所有地を北大阪電気鉄道株式会社に讓渡するこ
とについて、具体的な面積が示されたのと、大学の希望として出され
ていた付箋の内容については却下したことが覚書と変わった点である。
第六項は、運動場敷地所有権の移転期日が変わったことが大きな相
違点である。覚書では、北大阪電気鉄道株式会社は運動場が完成した
滿3年後に讓渡するとしており、それに対して関西大学は完成後では
なく、覚書を締結した滿3年後にしてほしいとする付箋をつけていた。
それがこの承諾書では「運動場敷地ノ所有權ハ適當ノ時機ニ於テ關大
ニ移轉ヲ爲ス」と具体的な期日を明記しないことに変更されている。
土地買収が難航し、完成時期が見通せないため条文を変更したと考え
られる。さらに、もし、関西大学が運動場を廢止した場合は、北大阪

電気鉄道株式会社が提供していた土地はもとより、関西大学名義で買収していた土井、阪本両氏の土地も無償で北大阪電気鉄道株式会社に返却ならびに譲渡すること。そして運動場の上の建設物に対して北大阪電気鉄道株式会社は一切補償しないとしている。これらは覚書締結後の推移を踏まえた上での条件設定だったのであろう。

第二節 京阪土地株式会社時代の文書

簿冊に綴じられている文書のうち、資料22以降は京阪土地株式会社と取り交わした文書になる。資料21（1922（大正11）年9月16日付）と資料22（1924（大正13）年9月3日付）の間には2年ほどの年月が流れているが、この間の文書が綴られていないのは、1923年（大正12）年4月1日に北大阪電気鉄道株式会社が運輸事業部門を新京阪鉄道株式会社へ譲渡するとともに、土地住宅部門を独立させ、社名を京阪土地株式会社と改めて再スタートしたことが影響しているのかもしれない。ただし、土地の買収交渉は継続していたようである。

資料22（運動場敷地寄付の願い書）

資料22は、1924（大正13）年9月3日付で関西大学総理事山岡順太郎から京阪土地株式会社社長秋岡義一に宛てて出された文書である。「グラウンドの一部として寄付していただける他人所有地の土地収用価格が今般、大阪府審査会で別紙裁決書のとおり決定したので、ご承知おき願いたい。このグラウンド建設は関西大学の施設の中でも最も緊急を要するものなので、格別のご理解を賜ると同時に、このグラウンド建設は地域の開発とも重大な関係有していることから敷地の寄

付については至急ご高配を賜るべく、お願いするものである」という内容である。

土地収用価格をしるした「別紙裁決書」が簿冊の中に綴じられていないため、価格がいくらであったかは不明であるが、いずれにせよ、大阪府審査会で土地収用法の適用が決定したのは間違いない。

ところで、ここまで「京阪土地に関する文書」と題する簿冊に綴じられている文書を中心に運動場用地の取得経過を検証してきたが、年史編纂室にはもう一点、土地取得に関する資料が保存されている。関西大学施設課（現在の管財課）が作成した「資産台帳」である¹³。この中には、大正から昭和にかけて取得した土地の記録が残されているが、このうち、大正時代に取得したのは次の5件である。

5	4	3	2	1		
1 他	吹田市片山 1802の	吹田市片山 1800	吹田市片山 171 3他	吹田市片山 170 5他	吹田市片山 170 5他	代表所在地
4月22日	大正15年 4月22日	大正15年 4月27日	大正14年 9月1日	大正13年 8月26日	大正10年 2月3日	取得日
4月27日	大正15年 4月27日	大正14年 10月5日	大正14年 10月5日	大正13年 10月14日	大正10年 5月24日	登記日
4畝25歩	9畝11歩	1反5畝 12歩	2反9畝 19歩	3町2反 8畝8歩	8畝8歩	面積
岸田久蔵 (三島郡千里 村大字片山)	阪本熊蔵 (三島郡千里村 大字佐井寺)	阪本熊蔵 (三島郡千里村 大字佐井寺)	土居伊三郎 (豊能郡豊津 村垂水11 76)	北大阪電気 鉄道	北大阪電気 鉄道	買い入れ先
75銭	2167円	4200円	90銭	6906円	52685 円38銭	取得価格
						備考
						土地収用法により 収用したるものに て土地代金は京 阪電気鉄道株式 会社より支出を受 けたるものなり

第一項目は、運動場用地ではなく、学舎用地として北大阪電気鉄道株式会社から購入したもので、すでに何度も触れてきたことである。

この表の中で注目すべきは、第二項目で、1924（大正13）年8月26日に土井伊三郎氏の所有地2反9畝19歩を5万4795円31銭で取得している箇所である。備考欄には「土地収用法により収容したるものにて、土地代金は京阪電気鉄道株式会社より支出を受けたるものなり」という注意書きが残されている¹⁴。

資料22に「他人所有土地収用價格今回大阪府審査會ニ於テ別紙裁決書ノ通り決定相成候」とあるのは、まさに土井伊三郎氏所有地を8月26日に土地収用法によって収容したことを知らせ、そのうえで早急に敷地の寄付を依頼するものであった。

そして、これに関連して、時系列的には少しさかのぼるが、『千里山学報』第15号¹⁵には「新設運動場の土地収用認可」というタイトルで、「本學千里山學舎に新設すべき運動場用地買収の件に關し、土地収用法適用の件政府當局に出願中のところ過般無事認可せられた」という記事が掲載されている。第15号が発行されたのは1924（大正13）年1月1日なので、1923（大正12）年末ごろには土地収用法適用の認可を受けたことが想像される。

これらを総合すると、1923（大正12）年末ごろに土地収用法の適用が認可され、それに基づいて土井氏との交渉が続けられた結果、1924（大正13）年8月26日に土地収用価格に基づいて所有地が京阪土地株式会社を買収され、その後、関西大学へ提供されて10月14日付で登記が行われたという流れが見えてくる。

資料23（鎌田樟次郎から宮島綱男に宛てた書状）

北大阪電気鉄道株式会社時代に技師長から地所課長となり、京阪土地株式会社でも用地取得に関係していたと想像される鎌田樟次郎が1924（大正13）年9月18日付で宮島綱男に宛てた書簡である。手紙の具体的な内容についてはのちほど改めてするが、鎌田と宮島の親密な関係が想像できる書状である。

資料24（関西大学と京阪土地株式会社との仮契約書）

1922（大正11）年2月ごろから始まった運動場の設置に関する取り組みは、土井伊三郎氏の土地を取得したことで大きな山を越えた。資料24は関西大学と京阪土地株式会社の間で取り交わされた1924（大正13）年9月26日付の仮契約書である。契約内容は全部で十一條のぼっている。条文を確認しておこう。

第一条 運動場の区域は別紙図面のとおり。

第二条 会社（京阪土地株式会社）は、運動場区域内にある会社所有地（約2565坪）を大学に提供し、無償で使用に供する。

第三条 会社は、運動場区域内にある他人所有地（約2562坪）を買収の上、大学に提供し、無償で使用に供する。

第四条 第二条と第三条に記載した土地は、運動場完成後三年を経過したとき無償で大学に譲渡する。なお、期間に關しては、会社に支障がない限り、これを短縮することもある。

第五条 会社が相当と認めた価格で他人所有地を買収することがで

きないときは、大学で土地収用法によりこれを収用する。その場合、会社は収用補償金額を第四条第一項の期間（運動場完成後三年）満了と同時に大学に寄付する。ただし、収用補償金の払い渡しまたは供託にあたり、大学の要求があったとき、会社は収用補償金額寄付の時まで無利息でそれを立替える。第四条二項の定め（譲渡期間短縮）はこの場合にも準用する。

第六条 会社は、運動場の区域に接続する会社所有地で、運動場の法敷に相当する部分に大学が盛土をすることを承諾する。

第七条 大学は、校舎表門通路に沿った幅員五間の地積を除き、その南側に位置する所有地（約1200坪）を無償で会社に譲渡する。

第八条 大学は、運動場を「千里山グラウンド」と名づける。

第九条 大学は、一定の使用規則のもとに運動場を一般に開放する。

第十条 大学が運動場の使用料を徴収するときは、その額について、あらかじめ会社の同意を得る。

第十一条 大学が運動場を廃止したときは、会社から無償で譲渡された土地、および会社から寄付された土地収用補償金額、または当該収用土地を無償で会社に返戻すか譲渡する。

基本的には北大阪電気鉄道株式会社時代に取り交わされた1922（大正11）年9月16日付の承諾書（資料21）を踏まえた内容になっているが、変更したり、より具体的に規定したりする箇所が生じている。たとえば、第四条では以前、大学と会社双方の折り合いがつかない

ため、資料21では「敷地ノ所有権ハ適当ノ時機ニ於テ関大ニ移転ヲ為ス」としていた土地の無償譲渡時期が、運動場完成後3年に明記し直された。これは土地収用法の適用により、運動場の完成予想時期が見通せるようになったからであろう。また、第五条で土地収用補償金に関する取り決めが追加されたのも、これまでになかったことである。

なお、この資料24のあとには仮契約締結から3年半が経過した1928（昭和3）年2月29日付の文書が一緒に綴じられている。京阪土地株式会社が新京阪鉄道株式会社と合併するため、仮契約で取り交わした権利や義務を継承させることになった旨を知らせる文書である。

資料25（京阪土地株式会社への領収書）

資料24の第五条但し書きにより、京阪土地株式会社が立替えた土地収用補償金2万3210円20銭に対する領収書で、仮契約書締結の日（1924（大正13）年9月27日）に発行されている。

資料26と27（京阪土地株式会社への領収書と白川法律事務所からの領収書）

資料26は、関西大学と土井伊三郎氏との訴訟費用（500円）に対する領収書で、1925（大正14年）4月9日付で京阪土地株式会社に提出された。

資料27は、白川法律事務所から関西大学に対し、同日付で発行された同額の領収書である。

これらの資料から、土井伊三郎氏との訴訟費用は京阪土地株式会社が出し、関西大学を介して白川法律事務所に収められたことが分かる。

ちなみに、白川法律事務所というのは、後年、1952（昭和27）年11月から1959（昭和34）年8月まで関西大学理事長を務める白川朋吉が代表する法律事務所である。

資料28（京阪土地株式会社に対する本契約締結願い書）

仮契約が取り交わされて約1年近くが経過しようとする1925（大正14）年7月24日付で関西大学総理事山岡順太郎から京阪土地株式会社社長渡邊嘉一宛に出された本契約締結の願い書である。なお、1年前と事情が変わってきたため、資料24の条文に次の点を訂正した上で本契約を結ぶことを要望している。

第七条 第二項として「大学は別に定める契約によりこれを買戻すものとする」を付け加える。

第八条 大学は運動場を「大学グラウンド」と名づける。

第十条 削除する。

第十一条 第二項として「第七条により大学が会社から買い戻した土地の価格と相当利息を大学に支払う」を付け加える。

これらの変更からは次のようなことが分かる。

第七条で規定するのは、校舎表門通路に沿った幅五間の地積を除いた南側の土地（約1200坪）を無償で会社に譲渡することに對し、大学は買い戻せる規定を付け加えるもので、以前から大学が繰り返し主張してきたことである。

第八条は、それまで「千里山グラウンド」と言っていたものを「大

学グラウンド」に変更するものである。

第十条の削除により、運動場の使用料徴収にあたって事前に会社の同意を得ることは必要なくなる。

第十一条は、運動場を廃止する場合、それまでに無償譲渡を受けた土地や、会社から寄付を受けた土地収用補償金、ならびに収用地などを無償で会社に返却、または譲渡することを定めたものであるが、第二項として追記するのは、第七条によって大学が会社から買い戻した土地に対しては、土地の代金ならびにその間の利息を大学に支払うと規定するものである。

資料29（契約書修正案）

これは、資料28の後半で訂正を希望した第七条、第八条、第十条、第十一条が、そこに至る前の段階で案文として検討されたものである。

資料30（阪本熊蔵氏所有地に関する件）と31（地図）

これまでのほとんどの資料はタイプ等で清書されたものであるが、資料30は手書きの文書である。おそらく、実務担当者が作成したもので、残る阪本熊蔵氏所有地を買収する際の経費をいくつかの条件を変えてシミュレートしながら算出している。

同じく資料31は、資料30で示された阪本熊蔵氏の土地を番地ごとに色分けして示した地図である。

資料32（京阪土地株式会社への領収書）

1924（大正13）年9月26日付の仮契約書（資料24）の趣旨に基づき、阪本熊蔵氏へ支払う土地代金は会社が立て替えることになっており、この領収書は、その内金として受け取った700円に對するもので、1925（大正14）9月1日付で京阪土地株式会社に提出されている。

資料33（京阪土地株式会社への覚書）と34、35（領収書）

先の「資産台帳」の第三項目から、阪本熊蔵氏の所有地は1925（大正14）年9月1日に6906円90銭で取得し、10月5日に登記を済ませたことが分かる。

資料33は、資料32の領収書が出された翌日の9月2日付で京阪土地株式会社に提出された覚書である。阪本熊蔵氏が所有する土地を便宜上、関西大学の名で売買契約締結したため、資料32同様、京阪土地株式会社が代金6906円90銭を無利子で立て替え手続きを取るための覚書である。

資料34は、先に受け取った内金7000円を差し引いた6206円90銭に對する領収書で、こちらは登記が完了した10月5日付になっている。

さらに、資料35は、阪本熊蔵氏所有地買収に尽力した吉田由吉氏への謝礼として支払われた40円に對する領収書（11月20日付）である。

こうして、1922（大正11）年3月ごろから始まった運動場用地の取得交渉は、足かけ3年半あまりの年月をかけ、1925（大正14）10月によりやく終了した。

なお、資料31の地図の中に黄色で色づけされた1800番地の土地（9畝17歩）は、運動場予定地からわずかに外れていることから（地図から見て取れる）、この時の売買対象から除外されたようであるが、「資産台帳」第四項目を見ると、翌1926（大正15）4月22日に改めて4200円95銭で購入している。また、地番から類推して、その隣接地と思われる1802番地の1ほかの土地4畝25歩も岸田久蔵氏から2167円75銭で購入している。

第三節 簿冊の作成・管理者

簿冊の特徴

ところで、この簿冊を編綴ならびに管理した人物は誰であろうか、という疑問が浮かんでくる。この点について私見を述べてみたい。

この簿冊に特徴的なことは、財団法人関西大学や北大阪電気鉄道株式会社、京阪土地株式会社の公印、ならびにそれぞれの役職者印（関西大学総理事印、北大阪電気鉄道株式会社常務取締役印、京阪土地株式会社取締役社長印など）が捺された、いわば公文書の本書がいくつか綴じられている点である。公印のある文書は次のとおりである。

関西大学 資料12・14

北大阪電気鉄道株式会社 資料4・15・16・20・21

京阪土地株式会社 資料24

公文書の、しかも本書が綴じられているということは、事務文書として日常的に活用する簿冊ではないということになる。万一、破損や紛失した場合は大変なことになるからである。言い換えれば、それなりの役職にある者が、その立場上の責任において編綴、管理、利用

したことになる。では、そうした人物とは一体誰であったのか。

結論を先に述べよう。私は、この簿冊を編綴、管理したのは専務理事の宮島綱男であったと考える。

一覧表で明らかのように、この簿冊に綴じられている文書は、1922（大正11）年3月から1925（大正14）年11月にかけて作成されている。

関西大学では1922（大正11）年5月20日に理事の改選が行われ、山岡順太郎が総理事に就任、同じ日に池尾芳蔵、佐竹三吾、宮島綱男の三名が理事に選ばれている。なかでも宮島は理事就任と同時に専務理事となり、それまでただ一人専務理事であった柿崎欽吾とともに関西大学運営の中枢を担うようになった。

専務理事・宮島綱男

宮島綱男は、早稲田大学在学中から全学に鳴り響いた秀才で、その有能を高く評価した大学は、在外研究員として宮島をヨーロッパへ派遣した。イギリス、フランス、ベルギーで経済学を研究した宮島は、特に1911（明治44）年、パリ大学で経済学の権威シャル・ジイド（作家アンドレ・ジイドの叔父）について金融経済学を学んだ。1912（大正元）年に帰国し、翌1913（大正2）年、母校早稲田大学の教授になった。しかし、1917（大正6）年におきた早稲田騒動で恩賜館組の一人として連袂辞職したのをきっかけに大阪へ移り、大阪商業会議所会頭であった山岡順太郎のブレインの一人になった。1920（大正9）年、関西大学拡張後援会長に推され、その後、総理事となる山岡は、自身が大学教育にあまり知識を有していなかつ



写真6 専務理事・宮島綱男

たため、1921（大正10）年に関西大学教授に就任し、経済学を教えることになった宮島を相談役として事をはかるようになる。

1922（大正11）年5月20日に専務理事となった宮島は学務を、もう一人の専務理事である柿崎は財務を掌管し、昇格前後で多忙を極めた関西大学の経営を巧みに行っていた。しかし、柿崎が1924（大正13）年12月30日に逝去したため、その後、宮島は財務まで見ることになった。1922（大正11）年から1925（同14）年にかけて進められた運動場用地の取得交渉は、宮島が関西大学経営陣の中核的存在になっていくのと時期を同じくしていたのである。

文書差出人の名前が明確である文書のうち、資料3は「関西大学理事垂水善太郎」の名で北大阪電気鉄道株式会社常務取締役鷺野米太郎宛に送られているが、これは宮島が専務理事に就任する前のものであり、宮島が就任したのは、契約の締結など総理事の名による重要か

つ最終的な文書を除けば、基本的には専務理事宮島綱男の名前で多くの文書が取り交わされており、そのことはすでに見てきたとおりである。

宮島宛書簡の存在

ところで、簿冊の中には異質とも思えるものが混じっている。1924（大正13）年9月18日に鎌田樟次郎が宮島綱男に宛てた書簡（資料23）である。

この手紙の中で鎌田は「豫々懸案之グラウンド用地も審査會にて決定致し過般来より野村幹事長より御交渉之趣拝参期日一週間前迄に準備致し御手悶不致候間御安神被成下度候」と、懸案であった運動場用地の収用に関する件が審査会で決定し、少し前から野村幹事長と当社が交渉を進めており、拝参期日の一週間前までには準備を整えるので安心してほしいと述べている。ちなみに、ここに記された野村幹事長というのは、関西大学の会計課主任を務める野村吉蔵のことである。

それに続けて、「御令聞二次いで貴下も御不例之よし其後の御経過奈何ニ御座候哉次第二御良好とは存じ候共充分の御療養切ニ禱上候」と、宮島の体調不良を心配する文面がつづられている。

手紙をしたためた鎌田樟次郎は、北大阪電気鉄道株式会社時代には技師長を務めており（資料8）、その後、地所課長となった人物である（資料18）。運動場用地取得交渉が北大阪電気鉄道株式会社から京阪土地株式会社へ変わったあとの鎌田の待遇は不明であるが、宮島宛書簡の中の「準備を進めるので安心してほしい」という文面からすると、京阪土地株式会社に引き続き用地取得業務を担当していたと思われる。

北大阪電気鉄道株式会社時代には宮島と鎌田の間で交わされた文書も存在することから（資料8・17・18）、二人の関係は以前から親密であったと想像される。

専務理事という立場であれば、宮島が公印の捺された文書の本書を手にするのはそれほど難しくはなく、むしろ当然のことであったろう。そうした公文書と一緒に、宮島以外手にするのできない個人的な事情に触れた私信が綴じられていることこそが、この簿冊を編綴、保管したのが宮島であったと考える理由である。

第四節 「東洋第一」の運動場建設

グラウンド設置委員会規定の制定

以上、年史編纂室に残っている「京阪土地に関する文書」という簿冊に綴じられている書類を逐条的に検証しつつ、「資産台帳」の記録も参考にして、運動場用地の取得経過を明らかにした。最後に1924（大正13）年10月以降の運動場建設経過を簡単にまとめておこう。工事の詳細な進み具合は分からないが、『千里山学報』の記事などから大まかな進捗状況は把握できる。

『千里山学報』第23号¹⁶には「本学グラウンド設置委員規定」というタイトルの記事があり、その中には次のような記述がある。

敷地買収その他の手續を這般漸く完了した本學グラウンドの建設工事は、愈近く着手される筈であるが、これが設置に關して、本學教授、講師、本學關係者及び土木又は運動に關する専門家諸氏に、グラウンド設置委員を委嘱し、以て該工事成完成の上に萬遺

憾なきを期すこととした。因に過般理事會に於て決定した右規定は左の通りである。

そして、このあとに全三条からなる「グラウンド設置委員規定」を掲げている。

『千里山学報』第23号が発行されたのは1924（大正13）年10月15日、簿冊の文書でいうと資料24や25が作成された時期、すなわち、関西大学と京阪土地株式会社の間で「仮契約書」が取り交わされたころにあたる。『学報』は「敷地買収その他の手続きがようやく完了し、近々建設工事に着手されるはず」としているが、土井伊三郎氏の所有地は土地収用法によって取得できたものの、阪本熊蔵氏所有地の買収手続きがまだ残っているため、実際に工事に着手できるのはもう少し先のことになる。近い将来に始まる建設工事に備え、規定を整備して専門家の英知を集めようとしたのである。

運動場工事進行

その次に『千里山学報』で運動場に関する記事が出るのは、1926（大正15）年2月15日発行の第36号である。この号は、表紙に建設工事中の運動場の写真を掲げ、本文中にも「運動場工事進行」というタイトルで次のような記事を掲載している。¹⁷⁾

本學千里山學舎東隣の低地を下してグリークシエター式の大運動場を建設せんとの豫ての計劃が漸く具體化し、昨秋より愈その工事に着手したが、着着進行して来る四月の新學年には既に使用



写真7 運動場建設工事中の写真を掲げた『学報』第36号

に堪ゆる程度に達すべく、九月にはスタンドその他の設備も完成する筈である。

これによると昨秋、つまり、1925（大正14）年秋に建設工事が始まったことが分かる。同年9月1日に阪本熊蔵氏の所有地を取得できたので着工したわけである。なお、同号には「総説」「位置」「設計の概要」の三項目からなる「關西大學ステイディアムの設計に就て」と題する記事も掲載されている。¹⁸⁾ 設計者が執筆、解説したものであるが、それを読むと、この運動場がどのような意図で設計されたのかがよく分かる。

「關西大學ステイディアムの設計に就て」

最初の「総説」には、関西大学にスタジアムを作ろうとした経緯と目的が次のようにしるされている。

運動競技の向上には規則正しい練習と適切な指導が大切であるが、練習するにはきちんとした計画に基づいて作られたスタジアムが必要である。世界で最も優秀な選手を一番多く擁しているアメリカでは、ほとんどすべての州立大学が数万人を収容できる立派なスタジアムを有している。それに対してわが国では、二三の営利会社が経営するものと、明治神宮外苑を除けばスタジアムはほとんどないに等しく、それらもいつでも自由に使用できるわけではない。野球場に関しては早慶明の大学にあるが、野球だけの施設で、すべての競技に適したスタジアムは一つもない。

そこでこのたび関西大学でスタジアムを作ることになったので、折角ならば、野球、サッカー、陸上競技その他、何種類もの競技ができる完全なものを作ろうと考えた。各種競技を行う場合、それぞれの競技を同時にしないことを前提として各施設の位置を定め、スタジアム全体の形を決めたのである。

「位置」については、次のように説明されている。

スタジアムは、千里山学舎に隣接したところに設置する。北に学舎を背負い、南に面した丘陵上にある。この丘陵を造成して平坦にし、約六千坪の敷地内に全部を包含しようと考えた。

「設計の概要」の説明には、最も多くの字数が費やされている。

まず陸上競技場としては、トラックの全長を400メートルと

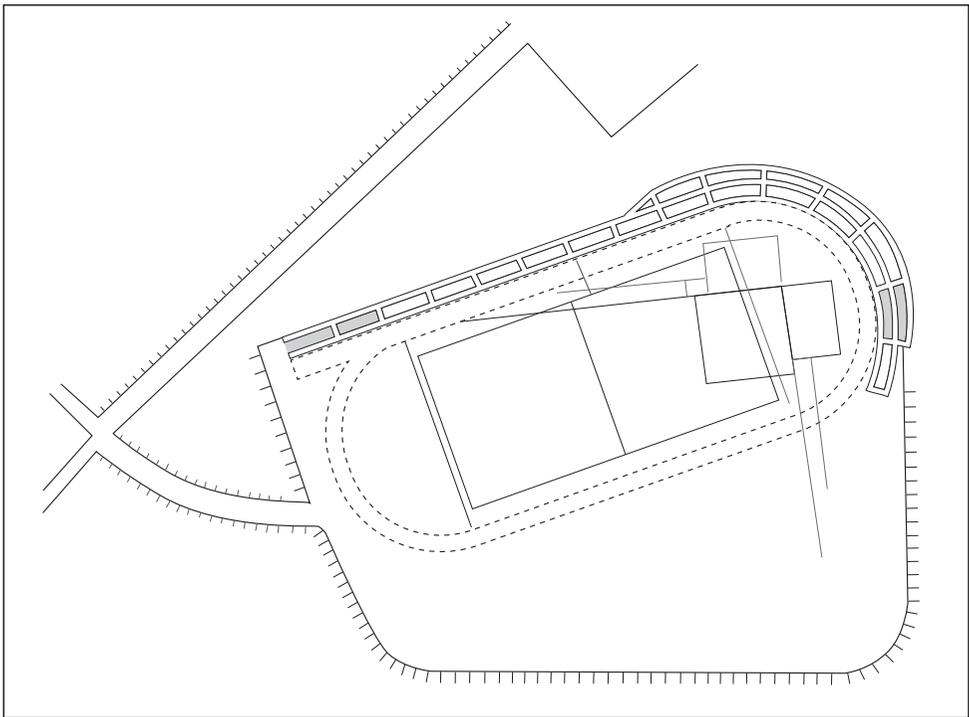


写真8 運動場計画平面図（『学報』第36号）

した。800メートルや1600メートル競技の場合にも計算がしやすいのと、スタートとゴールが観覧席の前に来る利点があるからである。トラックは、両端に半径1000呎（フィート、1フィートは30・48センチ）の円弧を有する楕円形をしている。こうした形で作っているのはアメリカ・オハイオ州立大学のスタジアムで、ハーバードスタジアムもほとんど同じである。日本では京阪電車の寝屋川競技場と大阪市設競技場が400メートルトラックである。全体の方向を東北に向けたのは、選手と審判員等を日光に相對させないためである。

フィールドの内側は、蹴球（サッカー）場に充たさせる。蹴球場としては330呎×160呎の面積が必要であるが、ちょうどフィールドの中に納まり、両側に20呎の余裕ができる。表面には芝を張りたいたいと思っている。

次に野球場であるが、あまりに広いと、見物人は小さく見える選手の動きに興味がそがれてしまう。最も適当と思われる広さとしては、本塁からファールラインに沿う最短距離を300呎にすることを考えた。本塁は、規則どおりにトラックの外周から90呎をとった位置とする。投手の方向を真北に向けると、トラックおよびフィールドと交差するので、これで野球場の位置が決定する。ホームプレートとピッチャープレートは規定どおり地中に埋めるが、ピッチャーマウンドは高くすると蹴球競技に差し支えるため、やむを得ず平坦なままとする。外野にはやはり芝を張りたい。

ホッケーやバレーボール、バスケットボール等は適宜、フィールド内に規定の寸法を取れば挙行できるはずである。

スタジアムは、理想を言えば周囲を見物席で囲んだ形、すなわち、すり鉢状の周囲に観覧席を設け、その底部に競技場を作るということになる。外国のスタジアムは全部そういう形で、見物人と試合選手が融合統一されるのは、この形に限るのである。関西大学のスタジアムは、残念ながら土地の事情が許さず、二方向は十分その形態を尽くせるが、他の二方向は如何ともしがたい。ただ、幸いなことに小高い丘が前面にあるため、少しはまとまりがついた感じがすると思われる。見物人の収容人員については、あまりに大きなスタンドを作って空席がめだつよりは、気持ちよく見物できる5千人クラスのスタンドを築造するのが最も策を得たものになると考えられる。

構造の問題であるが、平坦な場所に建設するのなら階段を作り、その裏に種々の設備を作る方法をとるが、関西大学の場合は土地を切り開いて作るので、その時に勾配をつけておけば表面にわずかな補装をするだけで完全なスタンドになる。表面の補装には二通りあり、一つは表面に芝を張り、そのまま座って見物するのと、もう一つはコンクリートで階段を作る方法である。関西大学の場合は両方を用いようと思っている。スタンドの長さを50呎ごとに区画したのは、通路を設置するためと見物人の整理を行う必要上からである。また、見物席と競技場の境は、見物席を一段高くするようにした。これは、試合の最中や試合後に見物人がトラックや球場に入ってグラウンドを荒らすのを防ぐためである。

大運動場竣成

そして、待望の運動場完成を報じるのは、1926（大正15）年9月15日発行の『千里山学報』第42号である。第36号同様、表紙には「竣成せる本学運動場」とキャプションがついた運動場の写真を掲げ、本文でも「本学大運動場竣成」と報じている。¹⁹⁾

その各工程につき屢報道するところあつた千里山に於ける本学大運動場は、去月中旬を以て完く竣成を見、新學期開始と共に愈使用に供せらるることとなつた。

大学昇格以前からの懸案であつた大運動場は、1926（大正15）年8月中旬にようやく完成した。用地の取得交渉に3年半あまりを要したため、1922（大正11）年初の計画開始から完成までには4年半以上の歳月が流れたことになる。

そしてその後、10月23日、24日には大運動場の開場式と創立40周年記念式、大学令に依る大学昇格記念式（4周年）を兼ねた大学祭が挙行されることになる。記念講演会をはじめ、運動競技会など、大学祭の行事は多彩で以後、毎年開催され、大阪市民が楽しみにする関西大学名物となつていく。

さらに、この運動場で練習したアスリートたちが国内だけでなく、世界へと羽ばたいていくことは本稿の冒頭で紹介したとおりである。キャンパスの中央に位置し、関西大学の発展とともにあつた大運動場は、学生をはじめとする大学関係者にとって、関西大学のシンボルとして長く心に刻まれていくのである。

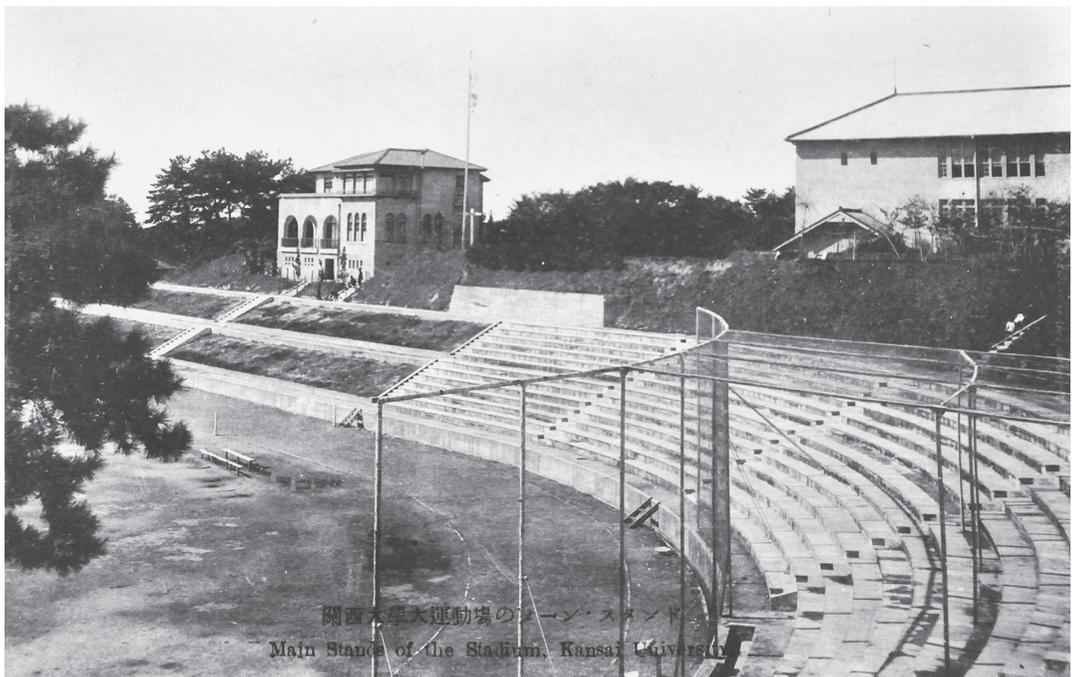


写真9 完成した運動場のメインスタンド

まとめ

本稿で述べてきた要点をもう一度まとめておこう。

① 運動場用地の取得交渉は、関西大学が学舎敷地の売買契約を取り交わしたのとはほぼ同じ時期の1922（大正11）3月ごろから始まり、最終的には登記が完了する1925（大正14）年10月まで、約3年半あまりの年月を要した。

② 運動場用地に関しては、土井伊三郎、阪本熊蔵両氏の所有地を取得することが必須であったが、仲介に立った北大阪電気鉄道株式会社、京阪土地株式会社ともに交渉に大変手間取った。その過程では両社ともに「関西大学は土地収用法を適用してでも入手すべく、買収を援助すること」と繰り返し主張するほどの難航ぶりであり、実際、土井氏の所有地については土地収用法を申請して取得することになった。

③ 運動場の設置場所について当初、北大阪電気鉄道株式会社からは二案が提示されたが、関西大学は、土地所有者が複数にのぼり、交渉が難しくなる方をあえて選択した。それは、キャンパス内での位置やグリーク・シアター式の観覧席を有するデザインを運動場に求めたからであった。

④ 運動場用地の取得に必要な経費は、土井、阪本両氏の訴訟費用も含め、最終的に京阪土地株式会社が負担した。自社所有地の無償提供は、北大阪電気鉄道株式会社時代の既定事項であったが、土井氏所有地の取得額5万4795円31銭、阪本氏所有地の取得額6906円90銭、あわせて6万1702円21銭、さらに千里山学舎の敷地代金のうちの4万余円についても大学へ寄付している

ことから、北大阪電気鉄道株式会社ならびに京阪土地株式会社の協力は、大学昇格当時の関西大学にとって計り知れないほど大きな援助となった。

⑤ 運動場用地の取得経過を知るのに最適な資料である「京阪土地に関する文書」（関西大学年史編纂室所蔵）という簿冊は、1922（大正11）年5月20日から1927（昭和2）年11月30日まで専務理事を務めた宮島綱男が編綴、管理した可能性が強く想像された。

注

(1) 『大阪毎日新聞』大正15年10月13日付

(2) 年史収蔵資料ファイルNo.181-7

(3) 後世の者が書類全体を深く吟味せず、表紙に近い所の文書、つまり、時代的には新しい京阪土地株式会社のものだけを見て簿冊の名称をつけた可能性が高い。なお、簿冊の表紙には別人の筆跡で「関西大学運動場新設関係 大正11・7～14・9」というタイトルもつけられている。どちらかと言うと、こちらの方がより正確に自身を表している。ただし、年月については「大正11・3～14・11」に修正する必要がある。

(4) 『吹田市史 第三巻』p.184

(5) 人文社会系史料のオンライン配信プラットフォーム「ジャパンドigitalアーカイブズセンター」の「企業史料統合データベース」

(6) 和田康由・寺内信「山岡順太郎と大阪住宅経営株式会社」『日本建築学会計画系論文集』第486号（1996年8月発行）p.169

(7) 熊博毅「都市の郊外化から見た大正、昭和前期の千里山開発と関西大学」『関西大学年史紀要』第27号（2020年3月31日発行）

(8) 注(7) pp.29-31

(9) 『自大正十一年五月起 至大正十三年二月 役員会決議録 関西大
学』に収められた大正十一年七月三日開催理事会の決議事項

(10) 注(7)の資料に収められた大正十二年六月二十九日開催理事会の
決議事項で、当該記録は次のとおり。

三、千里山敷地二関スル件

運動場建設ノ結果京阪土地株式会社ニ無償譲渡スヘキ土地ノ買戻
ヲナス

(11) 『千里山学報』第3号(大正11年9月15日発行) p.7

(12) 『人事興信録』データベース昭和3(1928)年7月版(第八版)

(13) 年史収蔵資料ファイルNo.175

(14) 土地代金を出したのは、厳密に言うところ京阪電気鉄道株式会社ではな
く、京阪土地株式会社であるが、京阪土地株式会社はその後、新京
阪鉄道と合併し、さらに新京阪鉄道も最終的には京阪電気鉄道株式
会社に吸収されていくため、後世の間からは京阪電気鉄道株式会
社からの支出と理解されたのであろう。また、買入れ先の氏名表
記が「土居」氏となっているが、すでに簿冊の各書類で見てきたよ
うに、「土井」氏が正確な表記であると考えられる。

(15) 『千里山学報』第15号(大正13年1月1日発行) p.13

(16) 『千里山学報』第23号(大正13年10月15日発行) p.11

(17) 『千里山学報』第36号(大正15年2月15日発行) p.12

(18) 注(17) p.21-22

(19) 『千里山学報』第42号(大正15年9月15日発行) p.10

(20) 1926(大正15)年10月24日午前9時から開始された大運動場の
開場式は、神官による儀式ののち、松本丞治学長と山岡順太郎総理

事が式辞を述べ、運動場建設に力を尽くした山岡倭が最後に工事報
告を行い、参列者が万歳を三唱して終了している。理事でも協議員
でも評議員でもない山岡倭が、どういう立場で工事報告をしたのか
は不明であるが、もしかすると、1924(大正13)年10月ごろに
設置された「グラウンド設置委員」の委員長を務めていたのかわし
れない。「グラウンド設置委員規定」の第二条は「グラウンド設置
委員ハ本学教授、講師、本学関係者及土木又ハ運動ニ關スル専門家
中ヨリ理事之ヲ委嘱ス」、第三条は「グラウンド設置委員ハ理事ノ
諮問ニ應シ本学グラウンド設置ニ關シ重要ナル事項ヲ審議ス」と定
められている。総理事の長男で、かつ、みずからも野球部をはじめ
とする学生の課外活動に物心両面で強力な支援を行っていた倭に対
し、父・順太郎が適任者として委嘱したことが想像される。可能性
の一つとして指摘しておきたい。

(くま・ひろき 関西大学年史編纂室 学芸員)

時系列順は、簿冊に閉じられている順とは関係なく、時代が古いものから新しいものの順に並べた。書類の作成年月日が不明なものは、簿冊に綴じられている位置や記述内容から年月日を推察して順序を決めた。

編綴順では、数字の小さいものが簿冊の上の方に綴じられている。

京阪土地株式会社時代の文書													北大阪電気鉄道株式会社時代							
35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24			23	22	21	20	19	18	
(1)	(2)	(3)	(4)	(6)	(5)	(7)	(8)	(13)	(14)	(15)	(12)	(11)	(10)	(9)	(16)	(17)	(42)	(41)	(40)	(27)
領収書	領収書	覚書	領収書	地図	阪本熊蔵所有地ニ 関スル件(メモ)	契約書修正案	本契約締結願	領収証	領収書	領収證	仮契約書(本契約)	契約書(第三案)	契約書(第二案)	契約書(第一案)	書状	書状	承諾書	承諾書	書簡	願書
大正14年11月20日	大正14年10月5日	大正14年9月2日	大正14年9月1日	年月不詳	年月不詳	年月不詳	大正14年7月24日	大正14年4月9日	大正14年4月9日	大正13年9月27日	大正13年9月26日	大正13年9月26日	大正13年9月26日	大正13年9月26日	9月18日(大正13年)	大正13年9月3日	大正11年9月16日	大正11年9月16日	大正11年9月13日	大正11年9月5日
財団法人関西大学	財団法人関西大学 理事 宮島綱男	財団法人関西大学 理事 宮島綱男	財団法人関西大学 理事 宮島綱男	作成者不明	作成者不明	京阪土地株式会社	総理事 山岡順太郎	関西大学 白川法律事務所	関西大学	財団法人関西大学 理事 宮島綱男	関西大学	関西大学	関西大学	鎌田樟次郎	総理事 山岡順太郎	取締役社長 秋岡義一	北大阪電気鉄道株式会社 取締役社長 秋岡義一	北大阪電気鉄道株式会社 取締役社長 秋岡義一	関西大学	関西大学
京阪土地株式会社	京阪土地株式会社	京阪土地株式会社	京阪土地株式会社	作成者不明	作成者不明		京阪土地株式会社 社長 渡邊嘉一	関西大学	京阪土地株式会社	京阪土地株式会社		京阪土地株式会社	京阪土地株式会社	宮島	京阪土地株式会社 社長 秋岡義一	関西大学 総理事 山岡順太郎	関西大学 総理事 山岡順太郎	安封字吉	北大阪電気鉄道株式会社 地所課長 鎌田樟次郎	北大阪電気鉄道株式会社
				阪本氏、土居氏等の所有区画を示すもの	阪本氏所有地に関する件	契約書修正案の断片	契約書修正案付き				本契約願(昭和3年2月29日付)・地図付き	本契約に至る第二案	本契約に至る第一案			運動場敷地提供について	学生定期乗車賃について	面談申込み	土地収用法の適用について	

北大阪電気鉄道株式会社時代の文書

【資料1】地図(グラウンド予定敷地、年月日不詳)

※筆者注 各所有地を示す地図の中に、土地所有者と面積に関する次のような記載がある。

北大阪電鐵所有地 約貳千五百六拾五坪
 土井所有地 約貳千貳百貳拾貳坪
 阪本所有地 約參百四拾坪
 合計五千百貳拾七坪
 關西大學所有地 約貳千八百拾貳坪
 關西大學ヨリ北大阪電鐵ニ提供スル土地 約壹千貳百坪

【資料2】關西大學運動場設計書(年月日不詳)

關西大學運動場設計書(表紙)

一 金六萬參千圓也

但六千七百參面坪貳合切取盛土工及觀覽席設備暗渠伏設側溝設置其他施設

名稱	品目	長(間)	高中厚經	員數	單價(円)	金額(円)	内譯	
							摘要	
取土	砂			立坪 八、八六 七、七九	二、六〇〇	二、三三、〇五 六、二二、五四	別紙土坪計算表参照	
土同				(立坪) 八、八七 五、五一	〇、四六〇	四、〇〇八 二、七三、三五	同上 切取土砂流用ニ付橋固費計上	
盛				個 三〇〇	一、九三〇	五、七九、〇〇	觀覽席階段基礎及側溝側壁兼用別紙第八號單價表	ノ通り
礎	ブロック積	五〇・〇						
基								

名稱	品目	長(間)	高中厚經	員數	單價(円)	金額(円)	摘要
同	混泥土	五〇・〇		八四〇〇	一、八四〇	一五、四五、〇〇〇	觀覽席階段用長五十間二十八段分 別紙第四號單價表参照
込	混泥土	法高 五〇・〇 尺 五三・八	立坪 四四・八三		一四六・〇	六、五四、五〇〇	階段裏込用 別紙第二號單價表参照
裏	モルタル	厚〇・六	立坪 二〇・七六		二二七・九	四、七三、二〇〇	ブロック目地用觀覽席階段面壹坪ニ付十切遣ヒ長五十間法高五十三尺八寸分 別紙第三號モルタル單價表参照
目地			法高 七六・七 尺 六〇・二	面坪 七八二・三	三、八六〇	三、〇一、九八三	法面補裝并ニ觀覽席兼用別紙第九號單價表参照
面	張芝工				四、九七〇	二、四八、五〇〇	觀覽席階段下側溝用 別紙第六號單價表参照
法	ブロック工	五〇・〇			七、九三〇	六、〇八、二二一	觀覽席兼用法面張芝工下別紙第五號單價表参照
同	同	七六・七			七、〇二六	二、九五、〇〇〇	用水及谷水抜き用 別紙第七號單價表参照
暗渠	混泥土工	四二・〇			七、〇二六	一、七三、一四四	暗渠混泥土型枠損料並ニ測量丁張監督小屋其他附帶雜工費一切
諸雜費						六、三三、〇〇〇	
計						〇・〇〇〇	

測点	巨離	切取		盛土		立坪		摘要
		断面	平均断面	断面	平均断面	切取	盛土	
第一號	間 五・七	〇・〇 〇・三三	〇・二六五	一・五二七	七六・三三六	〇・九四一	四三・五二二	
第二號	〇・三三	〇・三三	〇・〇〇	一・三五六	七二・四七	六七八・二	八	
第三號	〇・三三	〇・三三	〇・〇〇	一・三五六	七二・四七	六七八・二	八	
第一號	五・〇	〇・三三	〇・二六五	一・五二七	七六・三三六	〇・九四一	四三・五二二	
第二號	〇・三三	〇・三三	〇・〇〇	一・三五六	七二・四七	六七八・二	八	
第三號	〇・三三	〇・三三	〇・〇〇	一・三五六	七二・四七	六七八・二	八	

第三號

セメントモルタル立壹坪當單價表

一金貳百貳拾七圓九拾錢

立壹切當金壹圓六錢

名稱	品目	長	高中厚經	内		摘要
				員數	單價(円)	
セメント				樽	七・五〇〇	農商務省指定ノ品質ニシテ運搬費共
洗砂				立坪	四〇・〇〇〇	地方産洗砂良質
練合	人夫			人	二・三〇〇	材料採集運賃共一式
計					二二七・九〇〇	練合其他一式

第四號

觀覽席階段石ブロック壹個當り單價表

一金壹圓八拾四錢

長二尺高一尺二寸巾一尺

(※ブロックの見取り図)

名稱	品目	長	高中厚經	内		摘要
				員數	單價(円)	
混凝土	ブロック			切	〇・八五〇	觀覽席階段用ブロック
製作	人夫			人	二・三〇〇	型枠損料及拆費一式
計					一・八四四	

第五號

側溝長壹間當單價表

一金七圓九拾參錢

名稱	品目	長	高中厚經	内		摘要
				員數	單價(円)	
ブロック	混凝土	尺	尺	個	〇・七〇〇	一個立積〇・八切別紙
	側壁	二・〇	〇・四	三・〇	二・二〇〇	第一號混凝土單價表ノ通り型枠損料共
同	同	二・〇	〇・五	(個)	一・〇五〇	同一・二切同上
目地	モルタル			切	一・〇六〇	別紙第三號モルタル單價表ノ通り
職工	練瓦工			人	三・五〇〇	据付目地仕上迄一式
手傳	人夫			人	二・三〇〇	掘鑿及ブロック小運搬并ニ職工手傳一人ニ付二人
計					七・九三〇	

第六號

側溝長壹間當單價表

一金四圓九拾七錢

名稱	品目	長	高中厚經	内		摘要
				員數	單價(円)	
ブロック	混凝土	二・〇	中一・二	個	一・〇五〇	一個立積一・二切
	底		厚〇・五	三・〇	三・一五〇	別紙第一號混凝土單價表ノ通り型枠損料共
目地	モルタル			切	一・〇六〇	別紙第三號モルタル單價表參照
職工	練瓦工			人	三・五〇〇	据付目地仕上迄一式
手傳	人夫			(人)	二・三〇〇	掘鑿及ブロック小運搬并ニ職工手傳一人ニ付二人
計					四・九七〇	

第七號

混泥土暗渠 内法高四尺巾三尺長壹間當單價表
一金七拾圓貳拾六錢

計	職工	蓋	側壁	基礎	名稱	内					
						品目	長	高巾厚經	員數	單價(円)	金額(円)
	大工	同	同	混泥土	間	延長	六尺	立坪	一四六・〇〇〇	一四六・〇〇〇	側壁基礎及底打兼用別紙第二號單價表參照
	人夫				〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	一四六・〇〇〇	一四六・〇〇〇	下巾一尺二寸上巾八寸兩側分
					〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	一四六・〇〇〇	一四六・〇〇〇	同
計									七〇・二六〇	三・五〇〇	同

第八號

觀覽席階段基礎ブロック壹個當單價表
一金壹圓九拾參錢

長二尺高一尺二寸巾一尺

計	職工	蓋	側壁	基礎	名稱	内					
						品目	長	高巾厚經	員數	單價(円)	金額(円)
	大工	同	同	混泥土	間	延長	六尺	立坪	一七〇・〇〇〇	一七〇・〇〇〇	階段基礎及側溝側壁兼用別紙第一號混泥土單價表參照
	人夫				〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	二・三〇〇	〇・二三〇	型枠損料及掃ヒ一式
計									一・九三〇	一・七〇〇	同

第九號

張芝面壹坪當單價表
一金參圓八拾六錢

計	職工	蓋	側壁	基礎	名稱	内					
						品目	長	高巾厚經	員數	單價(円)	金額(円)
	大工	同	同	張芝	坪	一・五	一・〇	一・〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	地方産根組緻密ニシテ良質ナルモノ四十枚ヲ以テ一面坪トス
	人夫				〇・五	〇・二	〇・一	〇・一	〇・〇〇二	〇・四八〇	芝一枚ニ付六本挿四十枚分竹代共
計									二・三〇〇	一・三八〇	芝張及串挿手間一式

【資料3】 関西大学(理事垂水善太郎)発信北大阪電気鉄道株式会社(常務取締役鷺野米太郎)宛回答書(大正十一年三月四日)

大正十一年二月七日
受第一六九八号

拝啓二月十日付御照會之趣敬承左記ノ通御承知相成度此段御回答申上候敬具

大正十一年三月四日

關西大學理事 垂水善太郎(印)

北大阪電気鐵道株式會社

常務取締役 鷺野米太郎殿

左記

一、グラウンド設置ニ必要ナル地域坪數并ニ豫算書等ハ別紙圖面及設計豫算書ニテ御承知相成度尙将来維持方法ニ付テハ本學ニ於テ相

當方針相立可申候

- 二、本大學及商業學校等收容ノ學生ハ数年ヲ出デズ本學全部移轉ノ後ハ六千人以上收容ノ見込ニ有之候
- 三、將來大學ニ對スル連絡統一ヲ圖ル為中學校設置ノ希望ヲ有シ居候
- 四、専門部ハ夜學ヲ主トスル次第ニ付キ交通等ノ便ヲ得タル上ハ無論併置可致答ニ有之候

以上

一、B案

【資料4】北大阪電氣鐵道株式会社發信関西大学宛回答書（大正十一年四月一日）

大正十一年四月一日

北大阪電氣鐵道株式會社 会社印

關西大學御中

拝啓豫而御申込相成居運動場設置ノ件左記ノ通り及御回答候也

追而左記A B二案ノ内何レカ御自由ニ御採擇相成度當社トシテハ

B案ヲ希望致候條申添へ候

左記

一、A案

（關西大學、北大阪電鐵會社、土井氏（みかん畑）阪本氏ノ各所有地ニ跨ルモノニシテ曩ニ貴校ヨリ當社ニ設計圖ヲ寄セラレタルモノヲ云ヒ以下單ニA案ト略稱ス）

條件

一、貴校及當社ハ其ノ所有地ヲ土井阪本兩氏所有地ハ本案ニ必要

ナル地域ヲ當社之レヲ買収シ各無償ニテ提供スルモノトス

- 二、土井阪本兩氏所有地ヲ相當ノ價格ニテ買収ニ應セサルトキハ貴校ニ於テ土地収用法ヲ適用シ當社ノ買収ヲ援助スルコト
- 三、運動場地盛地點法式一帶ハ當社ノ所有トス
- 四、貴行表門通路ニ沿ヒタル五間巾ノ地域ヲ除キ其ノ南部ノ貴校所有地全部ヲ無償ニテ當社ニ讓渡スルコト

一、B案

（A案敷地ノ奥ニ接續セル阪本氏所有地内ニA案ト同大ノ運動場ヲ設置スルモノヲ云ヒ以下單ニB案ト略稱ス）

條件

- 一、當社ハA案ト同大ノ運動場敷地ノ全部ヲ所有者阪本氏ヨリ買収シ無償ニテ提供スルモノトス
- 二、阪本氏所有地ヲ相當價格ニテ買収ニ應セサルトキハ貴校ニテ土地収用法ヲ適用シ當社ノ買収ヲ援助スルコト
- 三、A案土井氏所有地全部ヲ關西大學ニ於テ買収ノ上當社ハ無償ニテ讓渡スルコト
- 四、貴校所有地中表門通路ヨリ南部ヲ全部當社ハ無償ニテ讓渡スルコト
- 五、當社ハ右土井氏所有地及貴校ヨリ讓受土地ノ中學校正門ヨリ南ニ接續セル地域式千坪ヲ割キ關西大中學校敷地トシテ無償ヲ以テ關西大學ニ提供スルモノトス

一、A B兩案ニ共通ノ條件

- 一、運動場ノ名称ヲ千里山運動場トスルコト
- 二、運動場完成後滿參箇年ヲ經過シタル後其ノ敷地ノ所有權ヲ關

西大學ニ移轉ヲ爲スモノトス

三、運動場ハ一般公衆ニ開放スルモノトス

四、運動場使用料ヲ徴収セントスル場合ハ貴校及當社ノ双方協定スルコト

【資料5】 関西大学発信北大阪電気鉄道株式会社宛回答書（大正十一年四月十七日）

年四月十七日）

大正十一年四月十七日

關 西 大 學

北大阪電気鉄道株式會社御中

拝啓豫而御協議中ニ屬スル運動場設置ノ件ニ付四月一日付御回答受領

仕候本大學ニ於テ協議ヲ遂ゲ左ノ如ク決定致候間御承知相成度候

一、A、B二案中本學ニ於テハA案ヲ以テ調査ヲ進メ之ヲ以テ最モ可ナリト認ム

一、B案ニシテA案以上有利ナルコトヲ認メラレタルトキハ其調査材料ノ提出セラレタキコト

一、A案条件第三ニ左ノ但書ヲ加ヘラレタキコト

「但滿參箇年後全部ノ所有權ヲ無償ニテ關西大學へ移轉ス」

以上ノ外詳細ノ事項ハ別ニ協議スルコト

【資料6】 電鉄評価の根拠（年月日不詳）

電鉄評價ノ根拠

凡テ鐵道事業價額ノ評價ハ單ニ鐵道財産ノ金錢的現價法ニ依ルヘキテハアリマセン事業ノ過去及設備ノ内容以外ニ將來ノ収益力ヲモ考慮シテ價額ヲ算出スヘキモノテアルカラ斯ク觀シ來ラハ本電鉄評價ノ根據ハ

一、開業線即チ十三、千里山間建設費約貳百四拾萬圓

二、淡路、天神橋筋東四丁目間未成線ノ特許權（目下工事中）

新大阪ノ垂涎措カサルハ勿論本線ニ在リマスルカ而モ京阪ノ言ヒ値ハ本線ヲ措イテ問ハナイノテアリマス

三、地平線ニ依ル工費ノ節約（百五拾萬圓）本線ニシテ高架式ニ依ルトキハ工費四百萬圓ヲ要ス即チ差額百五拾萬圓也

四、將來ノ収益力

本線開通後ノ成績ハト問ハレタナラ収入六拾五萬圓純益參拾五萬圓優ニ建設費（五百萬圓）ニ對シ六朱以上ノ收益率トナル之レカ天六線開通第一年目ノ豫想収益テアリマス

右ノ六拾五萬圓ヲ拾萬圓減シ五拾五萬圓ト内輪ニ計算スルトモ毎年貳割五分ノ増加率ヲ示シテ遞増シ第五年目ニハ收入百參拾萬圓以上、純益八拾萬圓ヲ超ヘ壹割六分以上ノ收益率トナリマス

全線開通後電鐵收支見込（貳割五分増）

年次	乗客数	電鐵收入	電鐵營業費	差引益金
一年	六、五〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
二年	八、一二五、〇〇〇	六八七、五〇〇	三五〇、〇〇〇	三三七、五〇〇

年次	乗客数	電鐵収入	電鐵營業費	差引益金
三年	一〇、一五六、二五〇	八五九、三七五	四〇〇、〇〇〇	四五九、三七五
四年	一二、六九五、三三三	一、〇七四、二一九	四五〇、〇〇〇	六二四、二一九
五年	一五、八六九、一四一	一、三四二、七七三	五〇〇、〇〇〇	八四二、七七三

備考 初年ノ収入六拾五萬圓ナルモ安全ノ為メ拾萬圓ヲ減シ五拾五萬圓トシ計算ヲ立

テタリ

即チ一日約千五百圓ノ収入ナリ

五、新京阪側必要ノ程度（需要上ノ價值）

新京阪ヨリ見タル本線ノ價值ハ絶大ノモノカ在リマス

イ 本線ニ依ラサレハ大正廿年以後ニ至ル迄ハ大阪市へ乗入ルコトヲ得ナイコト

ロ 補助金ノ下附ヲ受クルニハ既成線タル本線ニ依ラナケレハナラヌコト

ハ 本線ニ依ルトキハ城東線ヲ利用スルヨリモ工費ノ節約壹千萬圓以上ナルコト

ニ 本線ヲ取得スルトキハ将来ノ勁敵ヲ未然ニ殲滅シテ安心カ出來ルコト

六、北大阪線ヲ利用シテ吹田ヨリ大阪市ニ達スルト京阪現在ノ特許線ニ依リ城東線ヲ利用シテ大阪ニ入ルトノ兩建築費ノ差額（壹千萬圓）

以上ノ根據ニ依テ假ニ枉テ之ヲ得ルトシテモ相当ノ價格ヲ以テセナケレハナリマセヌ帳簿面ノ建設費ニ百萬圓ヲ加ヘタルモノヲ以テ其價額トナシ現金ニテ之ヲ授受セラレタシトノ要求ハ蓋シ不當テハアルマイト思ヒマス

代金ハ現金カ又ハ之レニ代ルモノヲ以テ授受セネハナリマセン京阪ハ

新京阪ノ株ヲ交付スルコトヲ欲シマスカ之ハ大イニ考慮ヲ要シマス新京阪ノ工事ハ七年ノ歲月ヲ要シマセウ、此ノ間五朱ノ配當ニ株主ハ甘シナケレハナリマセヌ然ルニ北大阪線ハ天六開通後直ニ五朱、第二年目ニ六朱、第三年目ニ八朱、第四年目ニ壹割、第五年目ニ壹割貳分ノ配當力出來ル偉大ナ収益力ヲ持テ居リマス又新京阪ノ株ハ「五拾圓拂込」ノモノテモ相場ハ額面以下ハ勿論尙四拾圓ヲ落ち込ムテセウ、テスカラ株ヲ受取ルコトハ絶對ニ拒絶セネハナリマセヌ

収支比較表

期間	収入	支出	缺損
第六期	五五、九三三	一〇三、四三一	四七、四九七
第七期	五九、八三四	一一〇、七五六	六〇、九三二

口 月別成績（大正十、十一年對照）

期間	収入	支出	差引損益
大正十年四月	一一、四三七	一〇、〇五四	一、三八二
大正十一年四月	一八、八七二	一〇、二九〇	八、五八二
大正十年五月	八、四六一	一一、二三四	損 三、七六三
大正十一年五月	一五、〇七四	一四、八六三	益 二、二一一
大正十年六月	六、七三八	一一、五六九	損 五、八三〇
大正十一年六月	一四、八五一	一二、七四四	益 二、一〇六

イ 未經過期成績豫想

期間	収入	支出	缺損
第八期	一〇〇、八四四	一二六、九九六	二六、一五二
第九期	一一五、九七一	一三〇、四九六	一四、五二五
本年度(四、五、六、月ノ成績ヨリ推斷スルトキハ)	三四	七二	三八

客車八割増外ニ貨車収入二萬圓ノ見込

【資料7】北大阪電気鉄道株式会社と新京阪鉄道株式会社との覚(年

月日不詳)

覺

鐵道分離ノ方法ニ就テハ京阪側ニ於テ鐵道會社ヲ新設シ本會社電鐵部

一切ノ財産及權利義務ヲ下ニ記載スル條項ニヨリ買収相成度

一、本社既定計畫中鐵道關係ノモノハ總テ新設會社ニテ踏襲セラルヘキコト

二、鐵道切離ノ際ノ鐵道價格(開業線及未開業線)ハ建設費(本社帳簿面ニヨル)ニ金百萬圓ヲ加ヘタルモノヲ以テ其價格トシ現金ヲ

以テ之ヲ授受スルモノトス

但日本勸業銀行ヨリ鐵道財團ヲ擔保トシテ借入レタル金壹百萬圓

也(一ヶ年据置九ヶ年賦)ハ同銀行ノ同意ヲ得テ債務附ケ讓リト

ナスヘキコト

三、左記ノ支出ハ鐵道建設費ニ準シ電鐵部ノ負擔タルヘキコト

イ 電鐵營業費缺損補給(前々期及前期分)約金拾貳萬圓也

ロ 關西大學寄附金四萬圓也

ハ 千里山グラウンド用地(本社分擔分)約五千坪ノ代金約五萬

圓也

二 花壇設備費約七萬餘圓ノ半額金參萬五千圓ノ補給

四、左記ノ株式ハ拂込額ヲ以テ京阪側ニ於テ之ヲ引受ケラルヘキコト

イ 浪速瓦斯株式會社株式參千五百株ノ半數(拾貳圓半拂込)

ロ 航空運動株式會社株式五百株全數(貳拾圓拂込)

ハ 大阪住宅經營株式會社株式貳萬壹千五百株全數(拾貳圓半拂込)

二 本社引受申込中ノ水道會社株式四千五百株ノ半數

五、電鐵用貯藏物品竝ニ注文中ノ建設材料ハ全部買入價格又ハ注文價格ニテ之ヲ引受ケラルヘキコト

六、電鐵切離ノ際ハ會社解散ニ準シ始末諸費用金トシテ金

也ヲ支出スルモノトシ之ヲ買収費用中ニ加算セラルヘキコト

七、京阪側所有ノ土地ハ該地ニ線路ノ開通スル以前ニ於テ之カ合併又ハ讓渡シテ京阪側ヨリ提案セラレサルコト

八、電鐵切離ノ際ニ於テ電鐵關係社員ハ可成全部ヲ新設會社ニ引繼キ採用セラレ尚既往在職年數ハ分限上ニ於テ加算スル様取計ヲハレ

タキコト

九、千里山住宅經營會社建築材料ノ運搬竝ニ南方其他本社所有地及其

地帯地ノ埋立土砂運搬ニツキ土運車運轉其他ニ付キ既定計畫推行

上新設會社ニ於テ充分便宜ヲ計ラレタキコト

十、千里山及十三方面ニ對スル電車運轉ハ現行ノ十分間隔運轉以下ニ

下ラサルハ勿論将来千里山ニ對シテハ住宅經營會社及關西大學ト

ノ協議ニ基キ運轉回數ノ増加ヲ計ラレタキコト

十一、鐵道分離ノ當會社(土地)經營ニ付テハ既定計畫推行スル様豫

メ同意シ置カレタキコト

以上

【資料8】 関西大学（専務理事宮島綱男）発信北大阪電気鉄道株式会社

（技師長鎌田樟次郎）宛願い書（大正十一年七月五日）

大正十一年七月五日

関西大学専務理事宮島綱男

北大阪電気鉄道株式会社

技師長鎌田樟次郎殿

拝啓益御健勝奉慶賀候陳ハ過日本大學理事會開催ノ際ハ御多繁中御出席被成下種々御配慮ニ預候段御芳情ノ程千萬難有奉感候尚運動場設置ノ條件ニ関シ理事會ノ席上既ニ御高聞ニ達置候通

一、本大學表門ニ沿ヘル本大學所有地讓渡ニ関スル件及

二、運動場敷地所有権移轉ノ時期ニ関スル件ニ関シ希望條件符箋致置

候間本大學ノ希望徹底致候様何卒可然御重役各位へ御取成方格別

ノ御配慮相煩度奉懇願候先ハ右御礼旁御依頼申上度如此御座候

【資料9】 関西大学（専務理事宮島綱男）発信北大阪電気鉄道株式会社

（常務取締役鷺野米太郎）宛願い書（大正十一年七月五日）

大正十一年七月五日

関西大学専務理事宮島綱男

北大阪電気鉄道株式会社

常務取締役鷺野米太郎殿

拝啓益御健勝奉慶賀候陳ハ本大學運動場設置ノ件ニ関シテハ昨年来不一方御配慮相煩以御蔭愈具体化シ候段御芳情ノ程千萬難有奉深謝候尚

同運動場設置ニ関シ御申越ノ條件何レモ至極御尤ノ儀ト拝承仕候乍去過日参社仕候節モ御高聞ニ達置候通

一、本大學表門ニ沿ヘル本大學所有地讓渡ニ関スル件並ニ

二、運動場敷地所有権移轉ノ時期ニ関スル件ニ関シ本大學ノ希望條件

符箋致置候間何卒貴臺格別ノ御高配賜度奉懇願候先ハ右御依頼申

上度如此御座候

【資料10】 関西大学（総理事山岡順太郎）発信北大阪電気鉄道株式会社

（常務取締役鷺野米太郎）宛願い書（大正十一年七月五日）

大正十一年七月五日

関西大学総理事山岡順太郎

北大阪電気鉄道株式会社

常務取締役鷺野米太郎殿

拝啓益御繁榮之段奉賀候陳者豫テ得貴意置候千里山本大學敷地代金中未拂額金四萬圓也御寄附被下候件ハ取扱上ノ都合モ有之候ニ付別紙寄附申込書ニ依リ御申込方格別ノ御配慮相煩度願上候先ハ右如此御座候

【資料11】 関西大学（総理事山岡順太郎）発信北大阪電気鉄道株式会社

（常務取締役鷺野米太郎）宛願い書（大正十一年七月五日）

大正十一年七月五日

関西大学総理事山岡順太郎

北大阪電気鉄道株式会社

常務取締役鷺野米太郎殿

拝啓益御繁榮之段奉賀候陳ハ運動場設置ノ件ニ關シテハ過般來種々格別ノ御芳配相煩奉深謝候就テハ今回本大學理事會ノ決議ヲ以テ大正十一年四月一日附貴答中ノA案ヲ選擇致候ニ付此際別紙覺書交換仕度存候何卒可然御取運被下度願上候先ハ右得貴意度如此御座候敬具

【資料12】 関西大学と北大阪電気鉄道株式会社で取り交わした運動場

設置に関する覚書（大正十一年七月五日）

関西大学運動場設置ニ関スル覺書

大阪市外千里山関西大学敷地ニ連接シ関西大学運動場ヲ設置スルニ付北大阪電気鉄道株式会社（以下北電ト略称ス）ト関西大学（以下関大ト略称ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ爲ス

一、北電ハA案関西大学運動場設置ニ必要ナル其所有地及土井阪本両氏ノ所有地ニシテ該運動場設置ニ必要ナル敷地ヲ買収シ何レモ無償ニテ提供スルコト

關大ハA案運動場設置ニ必要ナル敷地ヲ該運動場ノ敷地トシテ供用スルコト

二、土井、阪本両氏カ其所有地ヲ相當價格ニテ賣渡ヲ爲ササルトキハ

關大ハ其名ニ於テ北電ノ買収ヲ援助スルコト

三、運動場地盤地點法式一帯ハ北電ノ所有トス

四、關大ハ関西大学表門通路ニ沿ヘル五間幅ノ地積ヲ除キ其南部ニ位

スル關大所有地ヲ無償ニテ北電ニ讓渡スコト

（欄外付箋）本項ノ土地ハ關大ニ於テ將來利用ヲ要スル地域ニ付讓渡ヲ爲ササルコトヲ希望ス已ムナクシハ之ニ對スル相當金額ヲ支拂フ

モ妨ケナシ

五、運動場ノ名称ヲ千里山運動場トスルコト

六、運動場完成後滿參ケ年ヲ經過シタルトキハ其敷地ノ所有權ヲ關大ニ移轉スルコト

（欄外付箋）關大ハ本項ノ運動場敷地所有權カ大正十四年七月五日ヲ以テ關大ニ移轉セラルルコトヲ希望ス

七、運動場ハ別ニ其使用規則ヲ定メ一般公衆ニ開放スルコト

八、運動場使用料ヲ徴収セントスルトキハ關大及北電協議ノ上其額ヲ

定ム

以上

大正十一年七月五日（関西大学印章）

關西大學

總理事 山岡順太郎（山岡総理事之印）

【資料13】 関西大学（総理事山岡順太郎）発信北大阪電気鉄道株式会社

（常務取締役鷺野米太郎）宛願い書（大正十一年七月五日）

大正十一年七月五日

関西大学總理事山岡順太郎

北大阪電気鉄道株式会社

常務取締役鷺野米太郎殿

拝啓益御繁榮之段奉賀候陳ハ豫テ得貴意置候本大學學生及生徒乗車賃ニ関スル件別紙覺書ノ通御承認方特ニ御高配賜度願上候先ハ右如此御座候

敬具

大正十一年七月十二日

北大阪電気鉄道株式会社（会社印）

常務取締役 鷺野米太郎（印）

生徒の乗車賃に関する覚書（大正十一年七月五日）

關西大學學生及生徒乗車賃ニ関スル覺書

關西大學

北大阪電気鉄道株式會社ハ左記ノ事項ヲ承認ス

記

關西大學
總理事 山岡順太郎 殿

一、關西大學學生及生徒ニ對スル梅田千里山間ノ乗車賃八月額金參圓

ヲ超過セサル範圍内ニ於テ特別賃率ヲ關西大學ト協定スルコト

以上

大正十一年七月五日（關西大學印章）

關西大學

總理事 山岡順太郎（山岡總理事之印）

也
大正十一年七月十二日

大正十一年七月十二日

北大阪電気鉄道株式會社（北大阪電気鉄道株式會社之印）

常務取締役 鷺野米太郎（印）

【資料15】北大阪電気鉄道株式会社（常務取締役鷺野米太郎）発信關西

大學（總理事山岡順太郎）宛回答（大正十一年七月十二日）

大正拾壹年七月五日付ヲ以テ御照會相成候運動場設置條件承認ノ件左記ノ通り御回答申上候

但本回答ハ假リニ提出致候得共追テ新重役就任ノ上確認スルコトニ

願度候

二、土井、阪本、所有地買取ニ付キ關大ノ名ヲ以テ買取スル際ハ土

地収用法ヲ適用スル程度迄盡力スルコト

四、附箋記載ノ希望條件ハ此際御回答致シ難シ

以上

【資料17】北大阪電気鉄道株式会社（地所課長鎌田樟次郎）発信關西大

學（専務理事宮島綱男）宛願い書（大正十一年八月二日）

拝啓豫テ交渉中ニ有之候貴校運動場用地ノ内土井、阪本兩氏所有地買

収ノ件爾來折衝ヲ重ネ候得共協議相纏マラス乍遺憾貴校ヨリ御交渉被成下度御依頼申上候也

交渉價格 公簿面 壹坪 拾四圓九拾五錢

實測 壹坪 八圓九拾壹錢

右價格ハ最近ニ於ケル接續土地買取價格ニ有之候間其範圍内ニテ御協議願上候

八月二日

北大阪電氣鐵道株式會社

地所課長 鎌田樟次郎（印）

關西大學

専務理事 宮島綱男 殿

【資料18】 関西大学発信北大阪電氣鐵道株式會社（地所課長鎌田樟次郎）宛願い書（大正十一年九月五日）

大正十一年九月五日

北大阪電氣鐵道株式會社

地所課長 鎌田楠次郎 殿

拝啓朝夕秋涼相覺候處益御健勝奉慶賀候陳者千里山運動場設置ノ件ニ關シテハ絶ス特別ノ御配慮賜御厚情奉深謝候同運動場敷地ニ必要ナル土井氏所有地ニ關シ御申聞ニ從ヒ既ニ二回學校ヨリ直接土井氏ト交渉相試候處不相變不得要領斯ノ如クニシテ荏苒時ヲ移シ候事誠ニ遺憾ニ

付乍不本意此際土地收用法ニ依ルノ已ムヲ得サルノ儀ト被存候就テハ御多用中誠ニ申兼候得共右運動場設計ニ關スル材料モ貴社ニ於テ御配慮ニ預リ候事ニ候ヘハ右收用法適用ノ手續貴社ニ於テ可然御手配被成下度奉懇願候先ハ右乍略儀以書中得貴意度如此御座候時下御自愛專一二願上候

敬具

【資料19】 関西大学発信安封宇吉宛願い書（大正十一年九月十三日）

大正十一年九月十三日

安封宇吉様

拝啓秋暑ノ候益御健勝奉賀候陳者本大學ノ為常ニ特別ノ御同情忝シ御芳情奉謝候今回千里山新校舎敷地ニ隣接シ一大運動場建設致度各般準備致居候同伴ニ關シ是非尊臺ノ御芳配相煩度就テハ御繁用中恐入候得共近日中拝面ノ機ヲ得度存上候乍御手數御引見被下候日時御一報煩度願上候

敬具

【資料20】 北大阪電氣鐵道株式會社（取締役社長秋岡義一）発信関西大

学（総理事山岡順太郎）宛承諾書（大正十一年九月十八日）

北乙第三九七號

大正十一年九月十六日

大阪市北區中之島四丁目貳拾八番地

北大阪電氣鐵道株式會社（北大阪電氣鐵道

株式會社之印）

取締役社長 秋岡義一（社長印）

關西大學
 總理事 山岡順太郎 殿

大正拾壹年七月五日附ヲ以テ御照會相成候當社電鐵天六線開通ノ曉貴學學生通學ニ對スル特別賃率協定ノ件左記ノ通り承認候也

一、天六、千里山間ノ定期乗車賃金ハ營業開始後五ヶ年ヲ限り壹ヶ月金參圓ト為スコト

【資料21】 北大阪電氣鐵道株式会社（取締役社長秋岡義一）発信關西大學

（總理事山岡順太郎）宛承諾書（大正十一年九月十六日）

北乙第三九八號

大正十一年九月十六日

大阪市北區中之島四丁目貳拾八番地

北大阪電氣鐵道株式會社（北大阪電氣鐵道

株式會社之印）

取締役社長 秋岡義一（社長印）

關西大學
 總理事 山岡順太郎 殿

大正拾壹年七月五日附ヲ以テ御照會相成候千里山貴學校舍隣接地ニ運動場建設ニ付キ敷地提供方申出ノ件左記ノ條件ニ依リ承認候也

一、北電（北大阪電氣鐵道株式會社ノ略稱）ハA案關大（關西大學ノ略稱）運動場設置ニ必要ナル北電所有地及土井、阪本兩氏ノ所有地ニシテ該運動場設置ニ必要ナル敷地ヲ買収シテ何レモ無償ニテ提供スルコト

關大ハA案運動場設置ニ必要ナル關大所有地ヲ敷地トシテ使用スルコト

二、土井、阪本兩氏カ其所有地ヲ相當價格ニテ賣渡ヲ爲サ、ルトキハ

關大ハ其名ニ於テ北電ノ買収ヲ援助スルコト此ノ場合ニ於テハ土地取用法ヲ適用スル程度迄盡力スルコト

三、運動場地盛地點法式一帶ハ北電ノ所有トス

四、關大ハ關大表門通路ニ沿ヘル五間幅ノ地積ヲ除キ其南部ニ位スル

關大所有地ヲ無償ニテ北電ニ讓渡スルコト（約壹千貳百坪）

五、運動場ノ名稱ヲ千里山運動場トスルコト

六、運動場敷地ノ所有權ハ適當ノ時機ニ於テ關大ニ移轉ヲ爲スモ若シ

關大ニ於テ將來運動場ヲ廢止スル場合ハ北電ヨリ提供シタル土地（土井、阪本兩氏ノ土地ヲ關大名義ニテ買収セル場合モ含ム）ハ之

レヲ無償ヲ以テ北電ニ返戻讓渡スルモノナリ此ノ場合ニ於ケル同地上ノ建設物ハ一切北電ニ於テ補償ヲ認メサルコト

七、運動場ハ別ニ其使用規則ヲ定メ一般公衆ニ開放スルコト

八、運動場使用料ヲ徴取セントスルトキハ關大及北電協議ノ上其額ヲ定ム

以上

京阪土地株式会社時代の文書

【資料22】 関西大学（総理事山岡順太郎） 発信京阪土地株式会社（社長

秋岡義一）宛願い書（大正十三年九月三日）

拝啓貴社益御繁榮奉賀候陳ハ先年來種々御高配相煩居候弊學グラウンドノ一部トシテ御寄附下サルベキ他人所有土地収用價格今回大阪府審査會ニ於テ別紙裁決書ノ通り決定相成候間然様御高承被成下度願上候右グラウンドノ建設ハ弊學ノ施設中最モ緊急ヲ要シ候儀ニ付格別ノ御同情相仰度ト同時ニ該グラウンドノ建設ハ同地方開發上重大ノ關係ヲ有シ候次第ニ付此邊特ニ御賢察ノ上所要ノ敷地御寄附方何卒至急御芳配賜度偏ニ奉懇願候先ハ右御願迄如斯御座候

敬具

大正十三年九月三日

關西大學
總理事 山岡順太郎

京阪土地株式會社

社長 秋岡義一 殿

【資料23】 鎌田樟次郎（京阪土地株式會社） 発信宮島綱男（関西大学）

宛書状（大正十三年九月十八日）

拝復

秋冷相加里寒處

愈々御健勝奉賀候

豫々懸案之グラウンド

用地も審査會にて

決定致し過般来より

野村幹事長より御交

渉之趣拝参

期日一週間前迄ニ

準備致し御手悶

不致候間御安神被成下度候

御鳳書にて承り候御儀

御令聞ニ次いで貴下

も御不例之よし其後

の御經過奈何ニ御座候哉

次第二御良好とは

存じ候共充分の御療

養切ニ禱上候

孰れ拝鳳之節

萬縷可申述候得共

不取敢貴酬迄

如此御座候

恐々敬具

九月十八日

鎌田樟次郎

宮嶋先醒 貴下

宮嶋先醒 貴下

【資料24】関西大学と京阪土地株式会社との間に交わされた仮契約書

(大正十三年九月二十六日)

假 契 約 書

關西大學（以下単ニ大學ト稱ス）ト京阪土地株式會社（以下単ニ會社ト稱ス）トハ大學ニ於テ計畫ノ運動場設置ニ關シ左ノ契約ヲ締結シタリ

第一條 運動場ノ區域ハ別紙圖面ノ通トス

第二條 會社ハ運動場ノ區域内ニ在ル其ノ所有地（約式千五百六拾

五坪）ヲ大學ニ提供シ無償ニテ其ノ使用ニ供スルモノトス

第三條 會社ハ運動場ノ區域内ニ在ル他人ノ所有地（約式千五百六

拾式坪）ヲ買収ノ上大學ニ提供シ無償ニテ其ノ使用ニ供スルモノ

トス

第四條 前二條ノ土地ハ運動場完成後參年ヲ經過シタルトキ無償ニ

テ大學ニ讓渡スルモノトス

前項ノ期間ハ會社ニ於テ支障ナキ限り之ヲ短縮スルコトアルヘシ

第五條 會社カ其ノ相當ト認メタル價格ニテ第三條ノ土地ヲ買収ス

ルコト能ハサルトキハ大學ニ於テ土地収用法ニ依リ之ヲ収用スル

モノトス

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ其収用補償金額ヲ前條第一項ノ期間満

了ト同時ニ大學ニ寄附スルモノトス但シ収用補償金ノ拂渡又ハ供

託ニ當リ大學ノ要求アリタルトキハ會社ハ収用補償金額寄附ノ時

迄無利息ニテ其ノ立替ヲ爲スヘシ

前條第二項ノ定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 會社ハ運動場ノ區域ニ接續スル其ノ所有地ニシテ運動場ノ

法敷ニ相當スル部分ニ大學ニ於テ盛土ヲ爲スコトヲ承諾スルモノトス

第七條 大學ハ其ノ校舍表門通路ニ沿ヘル幅員五間ノ地積ヲ除キ其ノ南部二位スル所有地（約壹千貳百坪）ヲ無償ニテ會社ニ讓渡スルモノトス

第八條 大學ハ運動場ヲ「千里山グラウンド」ト名ツクルモノトス

第九條 大學ハ一定ノ使用規則ノ下ニ運動場ヲ一般公衆ノ爲ニ開放スルモノトス

第十條 大學ニ於テ運動場ノ使用料ヲ徴収セムトスルトキハ其ノ額ニ付豫メ會社ノ同意ヲ經ルモノトス

第十一條 大學ニ於テ運動場ヲ廢止シタルトキハ會社ヨリ無償ニテ讓渡ヲ受ケタル土地及會社ヨリ寄附ヲ受ケタル土地収用補償金額

又ハ當該収用土地ヲ無償ニテ會社ニ返戻又ハ讓渡スルモノトス

右假契約ノ證トシテ本書式通ヲ作り雙方尅通ヲ領置スルモノナリ

大正拾參年九月式拾六日

財団法人關西大學（關西大學印章）

理事 宮島綱男（宮島綱男之印）

京阪土地株式會社（京阪土地株式會社印）

取締役社長 秋岡義一（社長之印）

※筆者注 次の書類は後年（昭和三年）のものであるが、資料24の仮契約書のあとに一緒に綴じられている。

新京甲第一九四八號

拜啓愈御隆昌奉賀候陳者大正十三年九月二十六日貴方トノ間ニ運動場設置ニ關スル假契約締結ノ處今般該契約ニ基ク當會社ノ權利義務一切ヲ新京阪鐵道株式會社ヲシテ承繼セシムルコトト致候間御了承被下度双方連署ヲ以テ右得貴意候

昭和三年二月二十九日

京阪土地株式會社(京阪土地株式會社印)

取締役社長 渡邊嘉一(社長之印)

新京阪鐵道株式會社(新京阪鐵道株式會社之印)

取締役社長 太田光瀨(社長之印)

財団法人關西大學

總理事 山岡順太郎殿

【資料25】關西大學(理事宮島綱男)発信京阪土地株式會社宛領收証(大

正十三年九月二十七日)

領 收 證

一金貳萬參千貳百拾圓貳拾錢也

但大正拾參年九月二十六日附本學ニ於テ計畫ノ運動場設置ニ關

スル契約書第五條但書ニ依ル御立替金

右正ニ受領候也

大正拾參年九月貳拾七日

財團法人關西大學

理事 宮島綱男

京阪土地株式會社御中

【資料26】關西大學発信京阪土地株式會社宛領收書(大正十四年四月九

日)

領 收 書

一金五百圓也

但關西大學對土井伊三郎ノ訴訟費用概算

右正ニ受領候也

大正十四年四月九日

關 西 大 學

京阪土地株式會社 御 中

【資料27】白川法律事務所発信關西大學宛領收証(大正十四年四月九日)

第三十二號

證

一金五百圓也

但

右正ニ領收候也

大正十四年四月九日

大阪市東區北濱四丁目二十三番地

白川法律事務所(白川事務所印)

電話 長 本局千百六十三番

関西大学殿

【資料28】 関西大学（総理事山岡順太郎）発信京阪土地株式会社（社長 渡辺嘉二）宛本契約締結願い書（大正十四年七月二十四日）

拝啓貴社益御清榮奉賀候毎々爲本學種々御高配ヲ賜リ御芳情難有奉深謝候陳ハ本學運動場敷地ノ一部御寄附被下候儀ニ關シ先年締結相願候假契約永ク其儘ト相成居候ヘ共愈近々起工仕度存候ニ付テハ此際本契約ニ御改メ被下度候様不堪切望候尚右假契約締結ノ當時ト今日トハ其間事情ノ異ルモノ不尠候ヘバ別紙ノ通御訂正ノ上本契約締結被成下候ハ幸甚ノ至ニ奉存候先ハ右御依頼旁得貴意度如斯御座候 敬 具

大正十四年七月二十四日

關西大學總理事 山岡順太郎

京阪土地株式會社

社長 渡邊嘉一殿

（割印）

第七條 ノ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フルコト

但シ大學ハ別ニ定ムル契約ニ依リ之ヲ買戻スモノトス

第八條 ヲ左ノ通改正スルコト

大學ハ運動場ヲ「大學グラウンド」ト名ツクルモノトス

第十條 ヲ削除スルコト

第十一條 ノ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フルコト

前項ノ場合ニ於テ會社ハ第七條ニ依リ大學ガ會社ヨリ買戻シタル

土地ノ價格並ニ相當利息ヲ大學ニ支拂フモノトス

【資料29】 契約書修正案（年月日不詳）

第七條第二項 大學ハ壹坪當リ

ニ相當スル金額ノ無償給付ヲ

以テ前項土地ノ無償讓渡ニ代フルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ現ニ訴訟中ニ在ル第五條第一項ニ依リ収用シタル土地ノ補償金額カ判決定又ハ和解ノ結果増加シタルトキハ其ノ壹坪當リ増加額ト對等ノ割合ニ依リ壹坪當リ給付金額ヲ追加スルモノトス

第八條 削除

第十條 削除

第十一條 大學ニ於テ運動場ヲ廃止シタルトキハ大學ハ會社ヨリ讓渡ヲ受ケタル土地及寄附ヲ受ケタル土地収用補償金額又ハ該當収用土地ヲ無償ニテ會社ニ返戻又ハ讓渡シ會社ハ大學ヨリ讓渡ヲ受ケタル土地又ハ給付ヲ受ケタル金額ヲ無償ニテ大學ニ返戻スルモノトス

【資料30】 阪本熊藏所有地ニ関スル件（年月日不詳）

阪本熊藏所有地ニ関スル件

地番	公簿面畝歩	実測坪	所要実測坪	所要坪ヲ公簿面ニ按分セル坪
	畝	(坪)	(坪)	畝
一七一三	三・三二	一五二・五〇	一〇九・七〇	二二・九八五
一七一四	九・二七	三四六・〇七	一七二・四九	四二・三三四
一七一五	一・二四	六三・一三		
三三五一	〇・九	二三・二二	二三・二二	〇・九〇
小計	一反五・二二	五八四・九二	三〇五・四一	七二・三二九
一八〇〇	九・一一	三六五・七五		
合計	二四・二三	九五〇・六七		

所要坪実測十円トシテ

〃 公簿面十四円九十五銭トシテ

四筆全部実測十円トシテ

〃 公簿面十四円九十五銭トシテ

五筆全部〃

所要部分ヲ公簿面十四円九十五銭残地実測十円トシテ

京阪土地へ交渉

運動場ニ関スル件 円

会社所有地 二、五六五坪 単価一〇

土井〃 二、二二二

〃 訴訟費用

阪本所有地 三〇五・四一 公簿面一四・九五

六、九〇六・九〇

計

五六、二六七・一〇

円

三、〇五四・一〇

三、四七一・二四

五、八四九・二〇

六、九〇六・九〇

一、一〇七・八五

六、二六六・三四

円

二五、六五〇

一三、二一〇・二〇

五〇〇・〇〇

三、四七一・二四

五二、八三一・四四

は「一七一四番地」の誤りであることが分かる。

関西大学運動場敷地 縮尺六百分ノ巻

橙色 三三五一番地 原野 九歩 二二坪二二

黄色 一八〇〇番地 九畝拾壹歩 三六五坪七五

青色 一七一五番地 壹畝貳拾四歩 六三坪一三

緑色 一七一三番地 參畝二十二歩 一五二坪五〇

桃色 一七三四番地 九畝拾七歩 三四六坪〇七

【資料32】 関西大学（理事宮島綱男）発信京阪土地株式会社宛領収証（大

正十四年九月一日）

領 収 證

一金七百圓也

但大正十三年九月二十六日附本學ニ於テ計画ノ運動場設置ニ關
スル契約書ニ基キ阪本熊藏ヨリ買収スル土地代金内入金
右正ニ受領候也

大正十四年九月一日

財團法人關西大學

理事 宮島綱男

京阪土地株式會社御中

【資料31】 地図（年月日不詳）

※筆者注 土地を色分けした地図があり、色ごとに地番と面積を表示している。なお、資料30、33の記載から桃色の地番「一七三四番地」

【資料33】 関西大学（理事宮島綱男） 発信京阪土地株式会社宛覚書（大

正十四年九月二日）

覺 書

關西大學運動場新設ノ爲メ該敷地ニ使用スル大阪府三島郡千里村大字
佐井寺阪本熊藏所有ノ左記土地ヲ便宜上關西大學ノ名ニ於テ賣買契約
ヲ締結致候ニ付之カ代金六千九百六圓九拾錢也ハ大正拾參年九月貳拾
六日附假契約書ノ趣旨ニ基キ一時貴社ニ於テ無利子ニテ御立替被下度
候爲後日覺書依而如件

不動産ノ表示

大阪府三島郡千里村大字片山字十八谷千七百拾參番地

一田參畝貳拾貳歩

同所壹千七百拾四番地

一田九畝拾七歩

同所壹千七百拾五番地

一田壹畝貳拾四歩

同所參千參百五拾壹番地

一原野九歩

以上

大正十四年九月貳日

財團法人關西大學

理事 宮島綱男

京阪土地株式會社 御中

【資料34】 関西大学（理事宮島綱男） 発信京阪土地株式会社宛領收証（大

正十四年十月五日）

領 收 書

一金六千貳百六圓九拾錢也

但大正拾四年九月貳日付覺書ニ基ク本學運動場新設ノ爲阪本熊藏

ヨリ買ヒ受ケタル土地代金

右正ニ領收候也

大正拾四年拾月五日

財團法人關西大學

理事 宮島綱男

京阪土地株式會社 御中

【資料35】 関西大学発信京阪土地株式会社宛領收証（大正十四年十一

月二十日）

領 收 證

一金四拾圓也

但阪本熊藏ヨリ土地買入ノ爲メ盡力シタル吉田由吉氏ヘノ謝禮

右 正 二 領 收 候 也

大正十四年十一月二十日

財團法人關西大學

京阪土地株式會社 御 中